

シンポジウム「民事司法改革オープンミーティング～利用者の声を聴く～」講演録

日時 2013年3月16日(土)午後1時～午後5時

場所 日比谷図書文化館B1階 日比谷コンベンションホール

【司会(市毛)】 定刻になりましたので、シンポジウム「民事司法改革オープンミーティング～利用者の声を聴く～」を開催させていただきます。本日、司会を務めさせていただきますのは、私、日本弁護士連合会民事司法改革推進本部委員の弁護士の市毛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

それでは開会に当たり、日本弁護士連合会、山岸憲司会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【山岸】 こんにちは。日本弁護士連合会の会長の山岸でございます。本日はお忙しいところ、また行楽日和でございますけれども、大勢お集まりいただきありがとうございます。このシンポジウム、「民事司法改革オープンミーティング～利用者の声を聴く～」というタイトルのとおり、まさに民事裁判を利用する立場である、いわゆるユーザーといわれる方々から幅広いご意見を出していただく。そして民事裁判に対するイメージ、あるいは考えておられる問題点といったことをお聞きして、改革の必要性あるいは方向性というものをご一緒にご検討いただく機会としたいと思っております。

民事司法という分野は、市民生活あるいは経済活動に大変密接なかわりを持っている、公共的インフラとしての重要性が高い分野であります。このような民事司法が、国民にとって本当に利用しやすい、頼りがいのあるものになっているかどうか、常に検証していく必要があるのだと思います。ご存じのとおり、2001年の司法制度改革審議会意見書から10年以上の年月が経過いたしました。民事司法が本当に国民にとって身近で利用しやすく頼りがいのある制度になっているかどうかを改めて考えてみたいと思います。

当連合会では、民事司法分野には多くの積み残された課題があるという問題意識から、昨年2月に民事司法改革グランドデザインを公表いたしました。民事司法改革の基本的視点と方向性を明らかにしているものでございます。さらには本年1月24日には、民事司法を利用する立場である各方面のユーザー、有識者の皆様にご参加いただいて、「民事司法を利用しやすくする懇談会」を設立することができました。

このような中で、本シンポジウムは、日本弁護士連合会と「民事司法を利用しやすくす

る懇談会」の共催といたしまして、経済界、労働団体、消費者団体をはじめ、地方自治体の首長さん、学識経験者の方々にお集まりいただいています。第1部の基調報告では、まず当連合会からアクションプランの報告をさせていただいた後に、一橋大学の山本和彦教授から裁判迅速化検証報告書のご報告をいただき、さらに早稲田大学の菅原郁夫教授からは民事訴訟利用者調査のご報告をいただくことになっております。第2部では各方面のユーザーの方々のパネルディスカッションとなっており、それぞれのお立場からご意見を拝聴できると思って楽しみにしております。本シンポジウムが、利用しやすく頼りがいのある民事司法の実現に向けた第一歩となりますことを祈念して、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

【司会（市毛）】 それでは、第1部基調報告に入らせていただきます。まず初めにアクションプランのご報告をさせていただきます。報告者は、日弁連民事司法改革推進本部副本部長、今井和男弁護士と、日弁連司法改革調査室で囑託を務められています工藤美香弁護士からお願いいたします。ではお願いいたします。

【今井】 お手元の資料の中に「民事司法改革グランドデザイン」というもの、さらに1枚物の「民事司法の改革」というポンチ絵があります。「民事司法改革グランドデザイン」の一番末尾のページにあるポンチ絵が昨年のもので、現時点の更新したものが、「民事司法の改革」です。これらをご覧になりながら聞いていただければ幸いに存じます。

それでは私からグランドデザインについて報告させていただきます。グランドデザインをどのように実行していくのかというテーマがアクションプランですが、このアクションプランについては工藤さんから報告させていただきます。

1999年、内閣に司法制度改革審議会が設置され、2001年に同会意見書が発表されてから既に10年あまりが経過いたしました。刑事司法分野につきましては、裁判員制度が導入されるなど、刑事裁判手続における改革による変化は顕著であるのに対し、民事司法制度につきましては、民事訴訟法の一部改正及び人事訴訟法の制定、行政事件手続法の改正などが行われたものの、抜本的改革と言うにはおよそほど遠い状況にあります。

現在の民事司法の現状ではありますが、まず民事裁判につきましては、最近の12年間の地方裁判所における訴訟事件数は、過払返還請求訴訟を除きますと、ほぼ横ばい傾向にあり、社会や経済が複雑化し、民事紛争自体は年間1,000万件を超えられている中で、ユーザーである国民は民事司法離れとも言えるべき状況にあります。諸外国との比較で見ましても、我が国のトータルな民事事件数は、アメリカの8分の1、イギリスの5分の

1、フランスの4分の1、ドイツの3分の1と、極めて小さい数字になっており、我が国の法制度を参考にしてきました韓国の人口は日本の約半分ですが、韓国との比較でも3分の1となっております。もちろん、それぞれの国によって、歴史や文化、風土など、さまざまな要因があるとはいえ、我が国の相対的な減少状況と民事司法へのアクセスの少なさは極めて顕著であると言わざるを得ません。

また行政訴訟法につきましては、改正法のもとでも原告適格はわずかしか拡大しておらず、差止訴訟、義務付け訴訟など、訴訟要件が厳格であり、決して利用しやすいものになっておりません。2割近くの高い却下率、1割強という極めて低い勝訴率から、国民は残念ながら行政訴訟自体を諦めているのが現状だとも思われます。

2011年に実施されました、「日本の民事裁判制度に関する意識調査」によりますと、日本の裁判制度に満足しているかというアンケートに対してイエスと答えた方はわずか20%程だという結果も出ております。逆に言えば80%の方が日本の裁判制度に満足していないという残念な結果になっているわけであります。その意識調査につきましては、先ほどご紹介のありましたとおり、本日、菅原教授からご報告がございます。

確実に言えますことは、法の支配のもと国民の権利が守られ、社会経済活動を安心して行う上で、重要かつ基本的なインフラであります民事司法が、そのニーズに応えた適確な制度と基盤を備えているのかという国民の問いかけに対しましては、司法予算も乏しく、裁判官の数も少ないなどの制度的基盤の弱さも併せ考えますと到底満足のいくものではなく、総合的かつ抜本的な改革が早急に求められているという危機的な状況であると言わざるを得ません。

ユーザーである国民に、「より利用しやすく頼りがい」のある民事司法制度にするには、どうしたらよいのか。このような問題意識のもとに、日弁連では2011年5月、日弁連定期総会におきまして、「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」を採択し、この決議に基づき、6月に民事司法改革推進本部が設置されました。当本部におきまして民事司法改革の基本的原点と方向性を明らかにし、取り組むべき民事司法改革諸課題の全体像の把握と各課題の検討及び実現に向けた運動の進捗状況を検証するための基本文書が、このグランドデザインであります。

グランドデザインの骨格は、民事裁判の改革、家事事件の改革、行政事件の改革、そして基盤整備の4つであります。グランドデザインの内容といたしましては、既に日弁連の意見となっているが実現はしていないもの、検討中の課題、そして将来検討に着手するこ

とが予定されているものの3つの分類に分けて課題ごとに整理し、その中からどの課題を優先的に取り組み実現を図るかという具体的実現に向けての行動計画がアクションプランであります。グランドデザインのもと、その具体的実現に向けたアクションプランを実行していくにあたりましては、第1にユーザーの声を十分に聞くこと、第2に立法と基盤整備と運用改善を常に念頭に置くこと、第3に民事司法の費用負担の軽減を図ること、第4に民事・家事・行政事件手続の充実を図ること、その結果、ADRによる解決も充実し、紛争予防にも寄与するという基本的視点と方向性をもちましてグランドデザインを策定いたしました。

日弁連は各年度ごとに進捗状況に合わせて更新し、会内に報告し、承認を得て対外的に公表することを予定しております。昨年3月24日には日弁連でシンポジウムを開催し、このグランドデザインについて、政治家、経済人、消費者代表及び学者等をパネリストとして広く意見交換を行いました。その内容につきましては、NBLの昨年8月号から9月号に掲載されております。

このシンポジウムにおきまして、民事司法については一定の成果はあるものの部分的であって極めて不十分であると言わざるを得ない、民事裁判制度が十分に利用されていない現状にあることなどが挙げられました。そしてどのような取り組みをすべきかということにつきましても、司法アクセスの向上、紛争解決機能の多様化、ユーザー側に立った視点など、さまざまな貴重な意見、改革のポイントのご指摘をいただきました。より利用しやすく頼りがいのある民事司法を目指すためにもっとも大事なことは、ユーザーである国民の声に真摯に耳を傾けることです。そのような認識のもと、経済諸団体、労働諸団体、消費者諸団体及び日弁連から各々推薦された委員や学識経験者等で構成する、民事司法を利用しやすくする懇談会（略称として「民事司法懇」と言っています。）を設立することになり、本年1月24日、設立懇談会が開催されました。

民事司法懇は、改革課題を抽出し、これらについて関係諸機関に対し問題提起と提言を行い、改革の実現に向けた取り組みを推進することを目的としております。本日は第2回民事司法懇会議を兼ねております。以上で、私からのグランドデザインについてのご報告を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

【工藤】 ただいま今井弁護士から報告させていただいた、民事司法改革グランドデザイン。これをどう実現するかが次の課題でございます。日弁連民事司法改革推進本部では、関連委員会のご協力を得て、実現のためのアクションプランの作成を考えています。本日

は、その一部である平成25年度の取り組み目標についてご報告いたします。お手元の横長の資料であります、日本弁護士連合会のアクションプランをごらんください。内容が豊富なため、「はやて」のようにお話しすることをどうぞご容赦くださいませ。

まず、民事司法手続のかなめである民事裁判手続については、裁判をより利用しやすいものにする司法アクセスの拡充、裁判で使う証拠の収集手続の拡充、手続の運用改善の課題がございます。司法アクセスのうち、提訴手数料を低くかつ一定の額にするという制度や、消費者被害の事件で利用可能な集合訴訟制度の提案、これは、多数の被害者がいるけれども1人当たりの被害額が小さくて、単独では訴訟等によって被害回復を図るのは困難を伴うというような場合に、財産的被害の集団的回復を目指すという新しい裁判手続ですが、これらについては既に日弁連としての意見を発表しております。提訴手数料については、民事司法懇でも問題提起をさせていただき議論をお願いしたいと考えています。また集合訴訟制度については、法案が国会に上程されるよう、引き続き活動を続けていきます。

資力に乏しい人が利用できる民事法律扶助制度は、多くの諸外国の制度と異なり、原則として利用者が費用を全額返還しなければならないということや、利用が裁判手続に限定されていることなど、利用しやすさの面でまだまだ多数の改善の余地があります。こちらでも、あるべき法律扶助制度を民事司法懇でも問題提起して、実現方策を検討したいと考えています。そのほか、労働審判制度の民事版とも言える民事審判手続の創設など、簡易な司法手続の導入、弁護士強制制度の導入の検討や、弁護士費用保険については対象範囲の拡大などに向けての取り組み、それから障害のある当事者の訴訟活動を支えるための取り組みなどを進めてまいります。

民事裁判で原告と被告ができる限り多くの証拠を共有して主張立証できるようにするためには、証拠収集手続の拡充が必要です。裁判所が当事者に対して発する文書提出命令の制度や、当事者同士が直接やりとりする当事者照会制度については、既に作成した日弁連の意見に基づいて関係者と意見交換を行い、一定の方向性を共有したいと考えています。また、弁護士会を通じて企業や官公庁に情報提供を求める弁護士会照会制度の改善については、照会内容の適正さを審査する弁護士会内の審査委員会の手続の改定を進めるとともに、立法に向けての活動を引き続き行います。そのほか、証人となるべき人の証言について事前に書面に記録する陳述録取制度の創設と、訴訟当事者ではない第三者に対して裁判所が証拠となるべき文書の送付を求める文書送付嘱託手続について検討いたします。

運用の改善については、争点整理手続、証拠収集、証拠調べ手続の改善のほか、裁判官

3名の合議体で審理する事件の拡大、裁判官の異動と手続のあり方、高等裁判所における審理のあり方について議論を進めます。

民事裁判で勝訴しても、判決を執行できなければ絵にかいた餅となってしまいます。相手の財産としてどこに何があるのかわからなければ執行することができません。そこで、現在ある財産開示手続の改正や、第三者に対する財産照会制度の創設などが考えられるところです。現在、会内で議論中であり、立法提言の策定を検討します。

民事裁判で得られる判決の内容についても改善が必要です。日本の損害賠償訴訟では、訴訟費用等を控除すると、実際にこうむった損害額を実質的に填補できません。また、名誉棄損など精神的損害のあまりにも低額な損害賠償額を改善することや、違法な行為を将来的に抑止することを目的として、実損害額を超えた賠償を求める損害賠償制度の導入などを検討する必要があります。会内で議論を進め、25年中に意見をまとめたいと考えています。

家族や遺産に関する家事事件については、人事訴訟法の運用改善や家事調停の充実、民法家族法の改正についての検討、遺産分割制度の改善に引き続き取り組みます。とりわけ、今年1月から施行されました家事事件手続法では、新しく子の手続代理人という制度が導入されました。この調査研究のほか、関係機関との協議、弁護士の研修を行います。また、代理人を選任する場合、代理される本人が代理人の報酬を支払うのが原則ですが、子供に報酬を負担させることはできません。そこで、子の手続代理人の報酬を公費で負担することを求めて検討を行っており、25年度中も継続したいと考えています。さらに、親同士の間でいさかいが原因で、一方の親が国境を越えて子供を自国などに連れ帰ってしまうような事態にどう対応するかが問題となっています。国境を越えた子供の連れ去りや引きとめなどがあつたときに、子の利益を守るために迅速かつ確実に子供をもとの国に返還する国際協力の仕組みなどを定める多国間条約、通称ハーグ条約がありますが、日本も近いうちに批准する予定です。そしてこの条約を前提とした国内法の整備が進められようとしております。こうした動きにも対応していきます。

日本は、行政事件の数が他国に比べて非常に少ないと言われます。その理由には、行政訴訟を提起できる要件が非常に厳しいこと、行政を相手に訴えてもなかなか勝訴できないことなどが指摘されています。日弁連では既に10年前に行政事件訴訟法案を策定し、抜本的に改革する必要性を訴えてきました。25年度は民事司法懇で問題を提起し、議論を求めていきたいと考えています。また、地方自治法にある住民監査請求と同様の制度を国

レベルでも求める公金検査請求訴訟の導入や、行政訴訟に国民の声を反映するための裁判員制度の導入についても問題提起しています。裁判だけでなく行政手続の中で解決を図る行政不服審査法については、現在、総務省内で改正案の検討が進んでいます。日弁連も制度について意見を発表しており、この検討作業においてできる限りその意見を反映すべく活動を続けます。

労働事件では、司法制度改革で導入された労働審判制度が多く利用され、紛争解決に役立っています。施行から7年がたち、運用上改善すべき点も明らかとなってきました。また、労働審判制度は基本的に全国の地方裁判所の本庁でしか利用できず、地方在住の労働者や雇用者はこれを利用しづらい状況が続いています。日弁連では運用の改善を図るとともに、労働審判を地方裁判所の支部でも利用できるよう、最高裁との協議を進めていきたいと考えています。

消費者被害の救済については、既に述べた集合訴訟制度の成立が重要です。また、消費者被害を発生させた事業者が多数の被害者から得た違法な収益を、消費者庁のような行政機関が一括して事業者から吐き出させ、被害者の被害回復に充てるなどの、新しい制度が求められていると言えます。日弁連の中で、こうした制度の具体的な制度設計を策定していきたいと思います。さらに、消費者契約法の改正についても、消費者庁の検討作業や民法債権法の改正作業に連動させて提案していきたいと思います。

民事司法手続の一つである倒産法制についても改革が必要です。倒産という事態は経済取引社会に不可避に生じ得るもので、その適切・迅速な処理は社会的要請です。しかし、現在の破産法や民事再生法、会社更生法といった法律に基づく手続は、経済取引の実態の変化に適切に応じ切れていないという現実があります。そこで、各倒産手続について、現在議論されている民法債権法の改正の動きもにらみながら、改正が必要な事項の検討を深めるとともに、関係団体との間で協議を進めつつ、日弁連の中で具体的な改正提言をまとめていきます。

民事司法を充実させるためには、手続を変更するソフトの面だけでなく、民事司法を支える基盤、ハードの面の充実も不可欠です。日弁連ではかねてから、裁判官や裁判所職員の増員、裁判所支部の充実を訴え、意見書を発表してまいりました。法廷等の設備を含め、裁判所の機能が不十分なために起こっている問題事例を集め、問題提起し、運用の改善、法改正、地方予算の増大を求める取り組みを進めます。さらに、市民が法律や裁判について知る機会を増やすための法教育の充実も必要です。また、弁護士自身も研修等を通じて

研さんし、専門と言える分野の確立をしていくことも重要です。これらの課題についても引き続き取り組みます。

そのほか、裁判所を利用する以外での紛争解決手続である裁判所外紛争解決手続、ADRの充実も喫緊の課題です。現在、原子力発電所事故の損害賠償事件を解決するために、このADRが活用されていることは皆さんご承知のとおりです。ただ、この制度は裁判所が関与しないため、相手が利用する意思がないと利用できないこと、一定の金銭賠償が認められるなどしても強制執行ができないことなど、弱いとされる面もあります。これらの問題について会内で議論を進め、意見をまとめていきます。以上、非常に駆け足ではありますが、日弁連の平成25年度の取り組み目標をご報告いたしました。以上です。（拍手）

【司会（市毛）】 今井さん、工藤さん、ありがとうございます。それでは2番目の基調報告に移らせていただきます。報告者は、一橋大学大学院法学研究科教授の山本和彦先生です。テーマは、裁判迅速化検証報告書の内容のご報告になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本】 皆さん、こんにちは。一橋大学の山本和彦です。

私の報告のテーマは、そこに書きましたように、「裁判の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策について」ということですが、これは最高裁判所が発表しております、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書の中で提言されている施策の内容です。これについて簡単に報告をさせていただきます。

まず第一に、裁判の迅速化に係る検証の作業について簡単にお話しておきたいと思えます。これは、裁判の迅速化に関する法律が、平成15年、司法制度改革審議会の提言に基づいて制定されていますが、この法律の8条で、「最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を、2年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとする」という条文に基づいて行われている検証作業です。法律の8条2項にありますように、その検証結果については、裁判の迅速化に係る国の施策の策定・実施に当たって、適切な活用が図られなければならないということで、国の施策の策定・実施の前提とされる検証という位置づけです。

この法律、平成15年、2003年に制定されまして、8条1項にありますように、2年ごとにその結果が公表されています。2005年に第1回の報告書が作成され、2007

年に第2回、2009年に第3回の報告書が作成されました。当初の報告におきましては、どちらかといえば客観的な、まさに統計と状況の把握ということに主力が注がれたわけですが、2009年の第3回報告書ぐらいから、もう少し踏み込んで、長期化要因、何が裁判の迅速化の障害になっているのかということ、かなり詳細に分析するに至りました。そして、2011年の第4回報告書では、第3回で分析した長期化要因を踏まえて、より具体的な施策を提言するということを行っております。本日はその中身のご紹介が中心になります。

ここで注目していただきたいのは、この法律自体は裁判の迅速化に関する法律でして、またこの検証も裁判の迅速化に係る検証ですけれども、ここで施策の対象とされているのは、裁判の迅速化だけではなくて、適正・充実・迅速化を推進するということです。言うまでもなく、裁判において最も重要なことは、裁判の内容が適正であり、その審理が充実して行われることです。迅速化といっても、裁判の適正・充実を犠牲にして迅速化するというのは全く本末転倒でありまして、あくまでもこの法律で前提されている迅速化というのは、裁判の適正・充実を図りながら、その中で迅速化を図っていくことであるということ、当然の、また共通の認識であろうと思います。この報告書でも当然のことながらそれを前提としているということは、施策の名前からしても明らかになっているということです。以下でご紹介するような施策の中身についても、直接迅速化につながるというよりは、裁判の適正・充実をより図っていくという観点から説明されているような施策もあるわけですが、それは、以上のような、この作業についての基本的認識にかかわっていることです。

なお、この作業は現在も継続中でして、第5回の報告書というのが間もなく、今年の7月になると思われまますが、出される予定です。そこでは、今までは民事司法の、裁判所周りの話を分析対象としてきたのですが、より広く、裁判の迅速化にかかわる社会的な要因についての分析を予定しているところです。そこでは、紛争解決にかかわるさまざまな社会的な諸制度、保険制度であるとか、あるいは今お話にありました裁判外の紛争解決、ADRの制度でありますとか、そういうようなものを含めて、司法のもう少し広い周辺部分をも分析対象として、検討の結果が明らかにされる予定です。

ここでは、今ご紹介した第4回報告書において提言された施策についてご紹介したいと思いますが、その内容は、先ほどの日弁連のご報告と同様に極めて膨大なものでして、その全体を短時間でご紹介するという事はなかなか難しいものです。そこで、ここではそ

のまさにアウトライン、とりわけ今日のご議論との関係で、立法的・制度的な仕掛けが必要な施策、それも比較的目新しい施策に絞って簡単にご紹介したいと思います。

まず、報告書の施策の全体像ですが、一番上に「制度・運用面」というのがあって、その下に「態勢面」、これは制度・運用を支える態勢という意味で、上の円を支えるような形で絵が描かれているのだらうと思います。一番下に「外在的基盤」とありますが、これはここでの分析の対象にはなっていません。これは先ほど申し上げましたように、第5回報告の対象となる社会的要因というものがこの外在的基盤ということになりますが、ここで対象にするのは、制度・運用面、態勢面の課題・施策ということです。

それぞれが2つに分かれておりまして、制度・運用面については、民事訴訟一般に関する施策と個別の事件類型に関する施策に分かれています。民事訴訟一般に関する問題と、個別の事件類型ごとに考えられる施策です。この事件類型というのは、裁判の長期化がとりわけ問題になるような一定の事件類型を取り出しているわけでありまして、医事、建築、労働、そして家事事件の中でも遺産分割という、裁判の長期化が問題になっているような事件類型についてそれぞれ検討していくということになります。それから態勢面については、裁判所に関する施策と弁護士に関する施策に大きく分かれています。

以下では、それぞれについて見ていきたいわけですが、まず民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策ということです。一般的な、民事訴訟の全体に関する施策です。最初に、争点整理に関連する施策ということです。民事訴訟法が改正された後は、争点整理というものを行ってまず争点を絞って、それに集中して証拠調べを行うという考え方が民事訴訟においてはとられているわけです。つまり、民事訴訟は、大きくは争点整理の局面と証拠調べの局面に分かれるわけですがけれども、証拠調べにつきましては集中証拠調べという形で、現在かなり迅速化が進んでいるということになります。民事訴訟で現在、審理期間という観点から問題になるのは、主として争点整理の場面です。そこで、この争点整理を充実・迅速化する。もちろんその適正・充実を前提にして迅速化するためにどのようなことが考えられるかというのが、ここで考えられている施策です。

ここは、運用面の問題がかなり大きいわけですが、制度にかかわるものとしては、攻撃防御方法の提出期限遵守のための制裁、いわゆる失権効と言われるようなものの導入という点があります。時機に後れて提出された主張・証拠等について却下するということが可能にするような制裁的スキームというものが何らか考えられないかというような問題であるとか、事件類型あるいは事件の規模あるいは紛争当事者のニーズに応じて、一定の

事件について審理期間を短くするような手続、特に迅速に審理をするような手続というのが考えられないか。ファーストトラックなどと言われますけれども、全ての訴訟を同じようなスタイルで進めるのではなくて、一定の事件について特に迅速に進めるということと考えられないか。これは現在でも少額訴訟の制度とか、そういうものがありますし、もう少し幅を広く捉えれば、先ほどご紹介のあった労働審判などもこういうものに当たるわけです。そういったものをさらに考えていけないかという提案ということになります。さらに、ADRの結果を争点整理において活用できないかということも考えられています。

それから、証拠収集関係というものがあります。これは、争点整理を迅速に進めて証拠調べを迅速に行っていくという意味で、当事者に十分な証拠収集の手段を与える必要がある。そうしないと、争点整理は円滑に進まないし、そこで無理に争点整理を早くしようとすると、適正・迅速な審理が損なわれるおそれがあるので、当事者が十分に証拠・情報とを手に入れる手続というものが、適正・迅速な争点整理あるいは証拠調べを行う前提になるという認識に基づいたものです。ここで提案されていることは、先ほどの日弁連のご提言とかなり重複しているものが多いように思われます。例えば当事者照会制度を見直すとか、あるいは文書提出義務を拡大するというのは、先ほどの日弁連の提案でもご紹介がありました。

そのほか、ディスクロージャー、デポジションと書きましたが、これはアメリカのディスカバリーの制度を参考にしたような提案です。ディスクロージャーというのは、当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する、自分のほうで手持ちの証拠を開示するような制度です。デポジション、証言録取というのは、その訴訟において必要とされる証人・当事者について、あらかじめ、その人がどういう証言等を行うのかということ、争点整理の段階で明らかにするような手続です。こういう諸外国に存在するような制度を参考にして、日本でも早い段階、争点整理の段階で、相手方の手持ち証拠や証人の証言の内容を把握するような制度ができないかということです。

それから法廷侮辱に対する制裁というのは、証拠の収集手段を強化するという観点からすれば、証拠の提出に関する裁判所の指示に応じなかった場合の制裁が必要ではないかという認識に基づいて、これもやはり英米法などに存在する、法廷侮辱、contempt of courtなどと言われますが、そういった制度を検討することが考えられるのではないかという提言です。

次に、専門的知見を要する事件に関する施策の内容としては、平成15年の民事訴訟法

の改正で導入された専門委員をさらに活用していくということとか、弁護士の専門認定の制度の創設、これは、弁護士がある一定の事件について専門的なスキルを有していることを認定して、その認定に関する情報を国民に適切に伝達するための方策というものが考えられないかという点です。これによって、利用者の立場から見て、どういう弁護士に専門的な事件を依頼するかということを決める手がかりを与えるという趣旨です。そのほか鑑定人について、鑑定人になることにインセンティブを与える、たとえば鑑定書を学術的成果として評価されるような仕組みを設けられないかといった提案も行っています。

最後に、争点・当事者多数または複雑困難事件に関連する施策ということですが、実際にどういう事件が長期化しているかということ、やはり争点・当事者が多数である、あるいは内容が複雑・困難な事件が多いわけですので、それについて合議体の審理を積極的に活用するとか、あるいは裁判所によって、行政機関とか研究機関、専門家団体等についているような情報の照会を行うことによって、裁判所の判断資料を豊富にしていこう。そういうことができないかというような施策も提言されているところです。

次に、個別の訴訟について特有の長期化要因です。先ほど申し上げたように、医療、建築、労働、遺産分割のそれぞれの分野について、事件類型ごとの提言というものがなされているところですが、ここについては時間の関係で省略したいと思いますので、後でごらんいただければと思います。

最後に、裁判所・弁護士の執務態勢に関係する施策です。ここでは何といたっても、裁判官の人的態勢を整備するということが、態勢面について最も重要な施策として提言されているところです。最高裁判所自身が、裁判官の人数を増やすべきである、人的態勢を整備すべきであるということを正面から言ったというのが、この報告書の非常に大きな部分、1つの目玉です。そこにもありますように、大規模庁をはじめとして負担が増大する庁に対し、継続的に相応の裁判官の態勢を拡充するということが言われているところです。これによって、裁判所側の態勢を強化して、裁判の適正・充実・迅速化を図っていこうということです。その他、先ほども触れました、合議体の審理の積極的活用であるとか、あるいは物的態勢として法廷の整備等も提言されているところです。

それから弁護士の態勢に関する施策としましては、弁護士へのアクセスを強化するというところで、これは先ほど日弁連のお話でも出てきましたけれども、民事法律扶助、あるいは権利保護保険を拡充するというようなことととか、弁護士に関する適切な情報開示、これは先ほども出ました弁護士の専門性の認定制度等を含めた適切な情報開示をしてい

く。それから、本人訴訟への対応の強化ということで、弁護士強制制度の導入、これは必ずしも全面的導入でなくても、部分的な導入の可能性を含めて、さらに検討するという事になっています。以上、駆け足でしたけれども、最高裁判所の提言のご紹介とさせていただきます。私からは以上です。（拍手）

【司会（市毛）】 山本先生、ありがとうございました。非常に膨大な報告書の中を、要領よくわかりやすくご説明いただいたかと思えます。

次に、3番目の基調報告に移らせていただきます。3番目は、民事訴訟利用者の調査についてのご報告でございます。ご報告者は、早稲田大学大学院法務研究科教授の菅原郁夫先生です。菅原先生は、1983年に東北大学法学部をご卒業後、福島大学、千葉大学、名古屋大学等を経て、現在は早稲田大学の法務研究科にご所属の教授でいらっしゃいます。先ほど今井弁護士の報告の中にもございましたが、法務研究財団のほうで出しております研究会の民事訴訟利用者の調査について、実際に調査をご担当され、お取りまとめになった方でございます。菅原先生、よろしく願いいたします。

【菅原】 早稲田大学の菅原です。では早速私のほうから、民事訴訟利用者調査の結果の紹介をさせていただきます。先ほど来お話が出ておりますが、私どもが代表を務めます民事訴訟制度研究会が、最高裁の協力と公益財団法人日弁連法務研究財団の援助を受けて、2011年に訴訟を実際に利用した方に対する調査を行いました。その報告書が、法務研究財団の双書であるJFL叢書20巻として、公表されております。今日はその内容についてお話をさせていただきますが、全体を紹介することは時間の関係上難しいので、かいつまんだ紹介にさせていただきます。

本日、レジュメと資料をお手元にお届けしていると思えますが、レジュメは項目を挙げたもの。そして、その中に参照となる図を書き込んでございますが、図は後ろの資料のほうに実際に示してあります。ただ、番号が飛んでいますが、この番号は実際の報告書の図の番号をそのまま引用しています。もし後でご確認いただけるようであれば、こちらの報告書のほうをご確認いただければと思っています。

20分という時間をいただいておりますので、早速始めたいと思います。司法制度改革審議会は、その報告書の終わりにおいて、何より重要なことは、司法制度の利用者の意見・意識を酌み取り、それを制度の改革・改善に適切に反映させていくことであり、利用者の意見を実際に検証していくために必要な調査等、定期的・継続的に実施し、国民の期待に応える制度等の改善・改革を行っていくべきであると述べています。

そこでは、利用者調査等の定期的・継続的実施の必要性が強調されていますが、研究者の有志から成る民事訴訟制度研究会は、最高裁判所の協力と、公益財団法人日弁連法務研究財団の資金援助を受けて、今申し上げた審議会の提言の趣旨を踏まえ、2006年及び2011年に民事訴訟利用者調査を実施してまいりました。この報告においては、これまでの調査の結果を振り返り、利用者の意見・意識を酌み取り、国民の期待に応えるべく、どのような結果が出ているのかということを紹介したいと思います。ただ、今申し上げましたように、内容が非常に大部なものでありますので、ここでは2011年の調査の知見を主に紹介し、それと2006年の調査との比較を若干つけ加えたいと思います。なお、こういった調査がなされていたかに関しましては、資料の2枚目に「調査の概要」と題しまして、これまで行われた調査について概観を示してございますので、ご参照いただければと思います。

まず重要なのは、現状でどのような評価がなされているのかという点です。2「利用者評価の現状」と箇所に進みますが、2011年の評価の内容についてかいつまんで紹介していきたいと思います。初めに、訴訟当事者は何を求め訴訟に臨んでいたのかという点です。訴訟というのは自分の権利主張の場であり、みずからの権利を守る場でもあります。その意味で、権利の実現や財産や利益を守ることが重要であることは当然予想された点ですが、この調査ではそれと並んで、あるいはそれ以上に、公正な解決を求めるといった回答が高い割合を占めていました。この点は、訴訟に対する基本的な要求として十分に留意すべきかと思います。

この点を少しだけ説明します。図8をごらんください。 から の項目があります。これは、実際にはもう少し長い質問文があったのですが、その内容を簡潔に示す項目にしたものです。それらの質問に対して、こういう期待やら動機が当てはまるのかということ、5段階選択で尋ねています。それが当てはまる、少し当てはまる、どちらとも言えない、あまり当てはまらない、当てはまらない、といった形です。ここでの集計は、それを3段階にまとめまして、どちらかといえばというところを両端に合算して、肯定、中間、否定という形で集計したものです。このような形で集計していますが、同じような形で3色刷りになっているものは、同様の集計がなされています。この図をごらんになりながら、具体的なパーセンテージをご確認いただければと思います。

さて次に、利用者にとって訴訟は身近な紛争解決手段だったといえるのかということですが、その点に関しましては、訴訟の開始に当たってちゅうちょを感じていたか否かを尋

ねてみました。結果、ちゅうちょを感じた者が46.7%に達し、その理由の上位を占めているのは、時間と費用の問題でした。時間が気になるとした者が72.2%、費用が気になるとした者が73.8%になっています。そして、この点にかかわり、訴訟を始めるに当たって時間と費用に関し予測が立っていた者はどれだったかといえ、時間に関しては46.6%、費用に関しては61.8%に、予想が立っていた者が限られていました。それらの点に関しては、図の17あるいは図の14をごらんください。これらのことを見ますと、訴訟を開始するに当たっては、時間と費用が不確定要素として、その利用をちゅうちょさせる要因になっていることがわかります。

さらに、では実際に訴訟をして、どのように評価したかという点ではありますが、時間に関しては、「長い」・「長すぎる」の合計が44.2%。合理的範囲が34.0%でした。また費用に関しては、「非常に高い」・「やや高い」の合計が43.1%。どちらともいえないが32.8%でした。

また、手続に関する評価がという点ですが、図21をごらんください。「自分の側の主張ができた」、あるいは「自分の側の証拠が提出できた」、「手続が公正であった」といった項目に関しては、過半数の回答者が肯定的な回答をしています。しかし、その反面、手続が集中していたかに関しては、肯定回答が24.6%と3割を切り、時間的効率性に関しても30.9%となっており、肯定回答が3割をわずかに超えるにとどまっています。同様に充実度に関しても、その割合が37%にとどまっていました。主張や証拠の提出といった、我々が呼ぶところの手続保障の側面に関しては比較的高い評価を得ているのですが、それが時間的効率性や充実度の評価に結びついていないといった状況が示されています。

次に、裁判官と弁護士に対する評価をみてみます。裁判官に関しましては、「中立的」、「丁寧さ」、よく話を聞いてくれたか（「傾聴」）、さらには「信頼性」といった側面の肯定回答が多くなっています。そして、裁判官への満足度は、肯定するものが40.8%に上りました。裁判官の満足度を判断するに当たって示された判断基準としては、最も当事者が重要視したものは中立的であるかという点で、以下、第3順位までの回答を、一定の計算をして順位づけをした結果、第2番目に「傾聴」がきて、第3番目に「背景理解」と書いていますが、その事件の背景をよく理解していたかといった項目がきています。なお、この背景理解に関しては、それを肯定する回答割合がやや低くなっており、28.9%にとどまっています。

弁護士に関しては、肯定回答の割合が特に高かったものには、「適正さ」、「傾聴」、

「丁寧さ」、「背景理解」といった項目があります。肯定回答割合が、それぞれ85.3%、83.7%、85.1%、81.7%に達しています。これに対して肯定回答の割合が6割台にとどまったのは、「法律外の知識」や「交渉や尋問の技術」があったか否かに関する質問、さらに、両当事者に対して最良の解決を目指していたかという、「最良解決意識」に関する質問などがありました。弁護士に対する満足度は72.6%が肯定回答であり、判断基準として示されたものが、第一が「傾聴」、次いで、「信頼性」、「熱心さ」といった項目が登場しました。なお、どういった質問がなされたのかは、グラフのほうに網羅していますので、ご参照いただければと思います。

最後に、結果と制度に対する評価ですが、結果に関しては、「結果の受け入」を肯定した者が58.1%と6割近い肯定回答を得ているほか、「結果が公正」であった、「法律と一致」している、「結果に納得できた」といった項目に関し、それぞれ50.1、55.0、51.9%という形で、肯定回答が50%を超えています。結果に対する満足度は、肯定回答48.6%となっています。有利な結果に終わった回答者は43.5%にとどまっていたことと比較すると、結果の評価は比較的高いといえようかと思えます。

これに対して、制度の評価に関しては、肯定回答が否定回答を上回ったのは、「紛争解決の役目」、「裁判制度の公正さ」、「法律の公正さ」といった項目で、それぞれ45.5、39.8、38.1%の肯定回答がなされています。反対に、否定回答が肯定回答を上回ったものは、「制度の利用しやすさ」、「法律の現状対応」（これは日本の法律が国民の生活に対応しているのかといった趣旨の質問）、さらには「裁判制度の満足度」、「権利の実現」ができるかといった項目です。これらがそれぞれ否定回答のほうが多く、否定回答割合ですが、45.0%、35.4%、37.0%、32.2%となっていました。最も肯定割合の低い「法律の現状対応」は、肯定回答の割合が19.9%となっています。「裁判制度の満足度」も肯定割合が20.7%にとどまっています。

これらの点に加え、調査では「再利用意思」と項目上は称していますが、同じような状況にあったときに、もう一度裁判制度を利用しようと思うかという質問と、「推奨意思」と称していますが、同じような状況にある他の人に対して裁判制度の利用を勧めるかということについても質問をしていますが、これらを肯定する回答はそれぞれ50.4%、34.6%という状況でした。

以上が、2011年時点での評価の現状です。以下では、2006年の調査、5年前の調査と比較して、変化の見られた点と変化の見られなかった点について、主だったものを

紹介したいと思います。

初めに、2006年から2011年の間に改善が見られたと思われるものは、時間と費用の予測の点です。時間というのは審理にかかる時間をさしますが、2006年調査の場合、予想がついていた者は40.0%で、全く予想のつかなかったものが60.0%でした。今回の調査では約6ポイント、予想のついた回答者の割合が増えています。また費用に関しては、2006年の調査の回答では、何らかの形で予測が成り立っていた者が51.6%で、全く予想のつかなかった者が48.4%でした。これらと比較しますと、何らかの形で予想のつく者の割合が10ポイント近く増えています。

そして、こうした事柄が影響したと思われる状況として、2006年調査と比較した場合、訴訟の原因が生じた時から訴訟に至るまでの時間が、2006年から2011年で2.4年から1.8年に短縮しています。

そしてまた、こういった時間・費用の予測が成り立ったようになったこと背景として、もう一つ注目したいのが、情報源としての弁護士の動きです。例えば、訴訟の前の行動に関しても質問しておりますが、そこで弁護士へ相談したという者の割合は、2006年の調査では57.4%だったものが、これに相当する2011年の値は60.2%と少し増加しています。そして、さらに、ここの部分は調査用紙を変更したので、2006年の調査では聞いていないのですが、2000年の調査にさかのぼって比較しますと、例えば時間や費用に関して予想が成り立った者の情報源に関して、費用では弁護士が情報源であったとする回答が10ポイント増加しておりますし、さらに驚くべきことに、時間に関しては50ポイントの上昇が見られます。さらに実際にかかった時間と費用に対する評価に関しても、まず時間に関して、2006年調査と比較した場合、「どちらとも言えない」の割合が下がり、「長い」の割合がやや増えています。しかしこの「長い」の内訳をさらに5段階に引き戻して比較しますと、「長い」で増えたのは「やや長い」でありまして、「長過ぎる」の割合のほうは減少しています。そういう意味では、評価に好転傾向が見られるとよいように思います。また費用においては、総額の評価に関して「高い」とするものの割合が、2006年の調査結果と比較いたしますと、5ポイント弱下がっているという状況です。

それから、変化のみられた第2点として指摘したいのが、弁護士評価の向上ということです。これは自分の側の弁護士に対する評価ですが、2006年調査と共通する質問項目に関して比較した場合、「丁寧さ」、「事前準備」をよくしたか、「判決あるいは和解の

説明」を十分にしたかという項目に関し、それぞれ7ポイント、5ポイント、5.7ポイント、肯定回答割合が増えています。また、満足度に関しては肯定回答が4ポイントほど増加し、否定回答が3.3ポイントほど減少しています。近時、弁護士の増員により質の低下が指摘されることがありますが、こと利用者の評価という面では評価が上がっていることとなります。

ただ、このような状況に関しても、実は細かく見ると当事者ごとの差はあります。全体的に、原告法人、すなわち原告であってかつ法人であるという者の評価が非常に高く、また逆に被告であって自然人であった者の評価率は、非常に低くなる傾向にあります。例として申し上げますと、弁護士への満足度に関して言えば、原告法人の肯定割合が85.2%に達するのに対して、被告自然人の同じ割合は63.0%にとどまっています。こういった点をみれば、評価の高まりの度合いも、実は状況によって大きく異なる可能性があるということが指摘できると思います。

これらの変化のほかにも、審理過程に関しては、充実度に関して肯定回答が5ポイント増加するといった評価の上昇が見られました。また、結果評価に関しても、「結果の公正さ」、「法律との一致」、「結果の受け入」、「結果の納得」に関しては、それぞれわずかながら肯定回答の増加がみられています。

以上が変化の見られたところなのですが、こういった変化の反面、評価に大きな変化の見られなかった点もあります。その中でも特に重要と思われるのは制度評価です。2006年調査と比較した場合、「紛争解決の役目」の否定回答の割合が4.5ポイント減少していますし、「利用しやすさ」に関しても、否定回答の割合が3.4ポイント減少するといった否定回答の減少は見られたのですが、肯定回答の割合に特に好転がみられたわけではありません。むしろ、「裁判制度の満足度」に関しましては、肯定回答の減少が3.4ポイントに達しています。

以上の点からすれば、これまで重点的に改革が試みられてきた幾つかの点に関して、今回の利用者調査でもその成果が確認できたといえます。時間や費用の評価などがそれに当たりますし、弁護士費用もそれに当たります。しかし残念ながら、そういった改善点が制度全体の評価と今のところあまり結びついていないといった点が指摘できようかと思えます。また改善という形は見られなかったものの、主張や証拠の提出といった点に関しては、以前からそもそも高い評価がなされていました。そして、こういった点は、我々法律家にとっては非常に重要な評価なわけですが、そういった高い評価が、制度評価のほうに必

ずしも反映されていないようにも思われます。こういった結果をみる限り、単純にどこのパーセントがどれだけ動いたかということではなく、どうしてそういった評価が他の評価に影響を与えないのか、あるいは与えているものは何なのかというところを、今後注意深く分析を進めて行かなくてはならないと思います。

与えられた時間になってしまいましたので、ここで終わりますが、なお、最後の、どうして変化が生じたり生じなかったりするの、当事者の評価の因果関係についてですが、これに関しましては現在も盛んに分析を進めております。そして、その成果の一部は、今月（2013年3月）の27日に、午後6時から法務研究財団主催のシンポジウムのほうで、一定程度の内容をご紹介できようかとも思います。ということで、まだ引き続き分析を続けていくつもりでおりますが、今日の報告はここまでとします。（拍手）

【司会（市毛）】 菅原先生、ありがとうございました。この貴重なご報告をもとに第2部のパネルディスカッションに移らせていただきますが、その前に10分間、適宜ご休憩をお願いいたします。

なお、基調報告、それからこの後のパネルディスカッション、あわせてご質問やご意見がございます場合には、資料内に同封してございます、質問意見用紙が入ってございますので、それにご記入いただきまして、適宜、事務方の者が通路のほうで箱を持って回収にまいりますので、そのときにお渡しいただきたいと存じます。お願いいたします。

（ 休 憩 ）

【司会（市毛）】 それでは再開させていただきたいと存じますので、お席にお戻りください。

第2部はパネルディスカッションに入らせていただきます。まず初めにパネラーの方々について、私のほうから簡単にご紹介をさせていただきます。向かって右手のほうから、まず先ほど基調報告をいただきました、山本和彦様でございます。（拍手）

山本先生は、ご紹介のとおり一橋大学大学院法学研究科の教授でいらっしゃいますが、現在、民事司法を利用しやすくする懇談会委員もお務めいただいております。山本先生は1984年に東京大学法学部をご卒業後、当大学の助手、そして東北大学の助教授、リヨン第3大学法学部の客員研究員をお務めの後、一橋大学に移られて、1996年には法制審議会の幹事もなさっております。

次に明石市長の泉房穂様でございます。（拍手）

泉様は、1987年に東京大学教育学部をご卒業後、日本放送協会、NHKにご入局な

さいまして、その後、97年に弁護士登録をなさり、そして2003年には衆議院に議員として当選されています。議員時代は、総合法律支援法、法テラスを立ち上げる立法の経緯をご担当されたというようなご経歴もございます。その後、2011年に明石市長にご就任されておりますが、明石市では、自治体に弁護士を採用する先駆けとして、既に弁護士を5人も採用していただいております、そのあたりのこともお話が今日は聞けると存じます。

次に、富山和彦様でございます。（拍手）

富山様は現在、株式会社経営共創基盤のCEOをなさっておりますが、経済同友会で企業・経済法制PTの委員長もお務めになっております。そして、民事司法を利用しやすくする懇談会の委員もお務めいただいております。富山様は1984年に司法試験に在学中に合格されておまして、そういう意味では非常に、弁護士の業務はなさっておりませんが、法律や法制度について精通しておられます。そして、2003年には株式会社産業再生機構代表取締役専務、業務執行最高責任者、COOをお務めになっておられまして、倒産法制についてもいろいろご経験をお持ちだということでございます。

次に新谷信幸様でございます。（拍手）

新谷様は、日本労働組合総連合会の総合労働局長というお立場でございます。同じく、民事司法を利用しやすくする懇談会の委員をお務めになっていただいております。1983年に三菱電機株式会社にご入社後、同社の労働組合本部、中央執行委員をお務めの後、2008年には電機連合の書記次長をお務めの後、現職に携わっておられます。

次に山根香織様でございます。（拍手）

現在、主婦連合会の会長をなさっております、同じく、民事司法を利用しやすくする懇談会の委員をお務めいただいております。山根様は大学の卒業後、商社にご勤務をされた後、専業主婦になられましたが、2005年に主婦連合会の副会長、そして2008年から同連合会の会長をお務めでいらっしゃいます。

そして中本和洋様。（拍手）

中本様は現在、中本総合法律事務所所長の、大阪弁護士会の弁護士でございますが、2011年には大阪弁護士会の会長、そして日本弁護士連合会の副会長をお務めでいらっしゃいます。民事司法を利用しやすくする懇談会の委員もお務めになっていただいております。

そして、コーディネーターを務めますのが、小林元治でございます。（拍手）

小林先生は、民事司法を利用しやすくする懇談会の事務局長をお務めになっております。では、小林先生、よろしくお願いいたします。

【小林】 民事司法を利用しやすくする懇談会の事務局長の小林でございます。本日のシンポは、日弁連と民事司法を利用しやすくする懇談会（民事司法懇と呼びます）との共催でございます。会場には一般の方も何人かお見えいただいているようでございます。新聞にもご案内があったということで問い合わせもございました。今日はユーザーの方のたくさんの声を出していただきまして、民事司法を利用しやすくするためにはどういうふうな点を改革・改善したらいいのか、立法や運用などさまざまな問題点を洗い出したいとして、次の改革・改善につなげていきたいと考えています。民事司法懇は6月に中間報告、10月に最終報告を予定しています。

今日は、ユーザーの声を代表される各界の代表的な方にお見えいただいでご意見を伺うことになっています。今日は司法の分野について、今どういう問題があるのか、また利用しやすくするためには、どういう問題点を解決しなければいけないか、そういったことについて、率直なご意見をまずいただきたいと思っております。

それから会場の皆様方には、質問意見用紙を後ろに常備してございます。これは質問と意見のペーパーになっておりまして、これを会場で回収させていただきますので、ぜひお書きいただければと思っております。お時間がありましたら、パネラーの皆様方にもご回答いただきたいと思えます。もし、ない場合には、ご意見等は私のほうで集約させていただいて、中間報告書等にもできるだけ反映していくというふうにさせていただきたいと思っております。

それでは、早速始めます。まず第1番目に、先ほど1部のほうから、利用者調査あるいは最高裁の裁判迅速化検証報告書に対する概要報告がございましたけれども、こういったものをお聞きになり、民事裁判についてどういうイメージを持っておられるか、あるいは民事裁判についてどういう問題があるのかといったことにつきまして、順次、ご紹介を含めながらお話をまずいただきたいと思えます。山根さんのほうからまずお願いできますでしょうか。

【山根】 主婦連合会の山根です。どうぞ今日はよろしくお願いいたします。先ほどの菅原先生の報告で、民事司法の利用に関して大変評価が高いところ、また改善に向かっているところがたくさんあるということで、とてもよい傾向だと思いますけれども、やはり、ただ裁判に踏み切る、一般の消費者が踏み切るということは、とても勇気が要ることで心

配なことだということを思っております。

それで、今日は自己紹介も兼ねまして、1枚、紙を提出させていただいております。主婦連合会の活動を紹介するものなのですが、主婦連合会がどんな団体かご存じない方もいらっしゃるかと思いますので読んでいただければと思います。発足して65年になる消費者団体なのですが、長い歴史の中で訴訟も起こし、さまざまな運動があって、その結果、消費者問題が解決・改善したり、また消費者の権利の確立のための法律制定につながったりということが多々ございました。私は8代目の会長なのですが、先輩たちの、暮らしをよくしたい、安全・安心な社会をつくりたいというものすごいパワーに心が打たれますし、思いを受け継いで、微力ながらも活動をしているところです。

その中、「主な取組み課題」に書きましたけれども、有害物質とか食品偽装の問題。これは今もたびたび変わらず出てくる問題です。これらに関する運動は、成果として、食品衛生や環境の基準とか、景品表示法の制定へとつながってございます。ジュース訴訟なのですが、これは、オレンジといったような名称を使って、色も外観もいかにも果汁入りのように思われる各種の飲料をテストした結果、ジュースと表示しながらも果汁100%のものはわずか3%しかなかったと。もともとがごまかし表示だったということでした。欧米では、ジュースと呼ぶのは100%果汁の場合のみなわけです。この結果をもとに、公正取引委員会や関係省庁に要望して、ジュースという名称の定義ですとか、果汁含有量の表示を実現させることができました。しかしながら、無果汁の飲料については、「無果汁」ではなくて、合成着色料、香料使用というような表示をすればよいというものでした。そして、その公取が認定した果汁飲料などの公正競争規約に、無果汁飲料であれば無果汁と表示をするようにという要求をしたけれども、公取が聞き入れてくれなかったということで、主婦連では景表法にのっかって、不服申し立てに踏み切ったわけです。

公取の審決というのは、不服申立者である主婦連という団体も、あと会長個人も、不服申し立ての資格はなしと、門前払いだったということです。しかし、その5日後に公取は無果汁表示を義務づけしました。結果として私たちの主張は通ったわけですが、結局、公取が認定する公正競争規約というのは業者に有利なもので、たとえ消費者を欺くような違法・不当なものであっても、消費者個人や消費者団体は不服を申し立てられず、是正の手段はなく、結局、お上のすることに口出しはするなというようなことだったというわけです。これでは消費者の権利を無視している、納得できないということで訴訟を起こしました。しかし、高裁も最高裁も公取の審決を支持して、消費者個人や消費者団体には不服申

し立ての資格はなしという判決でした。これが、7年間に及んだジュース裁判というものです。

ヤミカルテル灯油裁判というのは、1973年の冬、大変な灯油の品不足になって、石油の元売各社が、中東の戦争勃発が原因で、原油不足で仕方がないという理由だったわけですが、翌年に公取は、石油会社が違法なカルテルを結んだとしてカルテル破棄を勧告して、不当な値上げだということが明らかになりました。それで主婦連は損害賠償請求の訴訟に踏み切ったわけです。この裁判は、主婦連の会員13人と神奈川生協の組合員85人が独禁法を根拠に訴えた東京裁判と、山形県の鶴岡生協の組合員1,654人が民法に基づいて訴えた鶴岡裁判があります。これは、今、制定が待たれている集団的消費者被害救済制度の先駆けとも言えると思われるもので、消費者運動の歴史的な事項とされています。東京裁判は87年に、そして鶴岡裁判は89年に最高裁で請求を棄却し、消費者の請求を退けたのですが、この裁判の途中で東京都が、条例に基づく消費者訴訟資金貸し付け制度というのをスタートさせて、初めて主婦連への訴訟資金貸し付けというのを決定したということがございました。

そして、東京大気汚染公害裁判、はみ出し自販機裁判等あるのですが、大気汚染の問題では、気管支ぜん息患者は、東京都内で50万とも60万人とも言われているのですが、被害者を完全救済するように求めて、国と道路公団、自動車メーカー各社を相手に裁判を起こしました。主婦連をはじめ多くの団体で青空の会というものを結成して、支援をしてくれているわけです。これは07年に画期的な判決が出まして、治療費の全面負担など救済制度を創設することや、環境基準の設定などを条件に和解が成立いたしました。

はみ出し自販機というのは、電柱や電話ボックスというのは、道路管理者に許可を得た上で道路占有料を支払って設置されているわけですが、飲料などはみ出し自販機は全て無許可で勝手に設置しているということで、東京都ははみ出し自販機の中身メーカーから道路占有料相当の損害金を徴収するべきだということで監査請求をしたのですが、棄却された。そこで不服申し立ての住民訴訟を起こしております。被告は東京都と飲料メーカー2社と、たばこ産業のはみ出し自販機6台ということです。これは、95年に東京地裁の判決は、都知事に対して、請求の特定を欠くということで却下して、メーカーに対して、合計9万8,340円、東京都に支払うように命じたということです。私たちの主張は認められて、自販機の撤去は実現したという事例でございます。

以上、幾つか裁判があるわけですが、裁判を起こすということに消費者団体の会

員でもちゅうちょする意見は多くあったと聞きます。裁判沙汰という言葉もあるように、そうしたことにかかわりたくないという意識もありますし、いろいろ苦労は多かったようです。けれども、ともに熱心に戦ってくださる弁護士の方、学者の方々、支援する方がいて、結果として成果を上げてきたのだと思います。消費者団体でも裁判の壁は高いわけですが、個人では到底、大きなものを相手に太刀打ちできないということで、二の足を踏むのが当然だと思っています。民事裁判の問題としましては、今も事業者と消費者の知識とか情報、あと経済力の格差、そして証拠の偏りなどがあるだろうと思っています。裁判はお金がかかる、時間がかかる、親身となってくれる力強い弁護士がついてくれるだろうか、さまざまな不安がございます。

また、消費者被害というのは、特徴として、同じような被害が多発しているということがありまして、契約問題、悪質商法や食品偽装等々が繰り返される。けれども、1件当たりの被害金額は比較的少額で、裁判を起こすのはわりに合わない、忙しいと。また、個人で証拠を集めるととても大変である。で、結局泣き寝入りをしてしまうということが多い現状であると思います。こういったことで、今、集団的消費者被害救済制度の導入に期待しているわけです。

また、悪質事業者による高齢者への詐欺被害において、被告を特定することが困難で、裁判で判決を得ても民事執行による回収が困難という実態があります。そうしたところへの手立ても進んで、しっかりと被害救済・回復がなされるような制度を求めていければと思っています。悪質事業者のやり得、逃げ得等を許さないようにして、違法な収益は取り上げて被害者一人一人に返せるように。そうした裁判や司法制度としてほしいと願っています。長くなりましたが。

【小林】 ありがとうございます。灯油裁判では、長かったのが結論的には認められなかった。しかし途中で、民事訴訟の248条といいまして、これは法律家ならば皆さんご存じなのですが、性質上、損害の立証が困難な場合でも、弁論の全趣旨から相当額の損害額を認定できる。こういうふうな画期的な条文まででき上がったということで、主婦連の活動は本当に歴史的な意味といいですか、消費者の被害救済に大きな武器を与えて頂いたと思います。集合訴訟等も含めて、いろいろ概括的なことをお話いただきありがとうございました。それでは続きまして、労働界から代表で新谷さん、お願いいたします。

【新谷】 連合で労働法制を担当しております新谷と申します。今日は民事司法制度のユーザーたる労働者の立場からシンポジウムに参加させていただきました。よろしくお願

いします。申し上げたいことがたくさんありますが、時間も限られていますので資料を準備いたしました。これに基づいて申し上げたいと思います。労働環境をめぐる紛争といたしますと、労働条件や解雇などに関するトラブルをはじめとする個別労働紛争と、労働組合への使用者の介入といった不当労働行為があるわけですが、本日は個別労働紛争に係る民事司法の話を上申申し上げたいと思います。

我が国の雇用者数は約5,500万人であり、わが国社会における契約の数からいくと、非常に大きな割合を占めていますが、90年代以降、特に組織率の低下に伴って、本来であれば企業内で解決すべき個別労働紛争が、法的なシステムを活用して解決するという状況になっており、特に企業組織再編や企業のリストラなどに関連した労働紛争が非常に増えてきている現状にあります。こうした状況に伴って、個別労働紛争解決のシステムも整備されてきており、お手元の資料の1ページの下にありますように、3つの解決システムが整備されてきています。1つ目は裁判所の司法制度を使うということで、これについては2006年から、労働審判制度が創設されています。2つ目は、2001年に施行された個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（個紛法）の整備によって進められてきた労働行政による解決システムです。3つ目は、都道府県にある労働委員会でのあっせんのシステムであり、こういった個別労働紛争についてのシステムの整備が進んできているということです。本日は、民事司法の中でも、制度改革の中でヒット商品と言われております労働審判について、中心的に申し上げたいと思います。

次に、それぞれのシステムについての特徴を申し上げます。まずは労働審判制度についてです。この制度は2006年から施行されているわけですが、簡易迅速な労働紛争の解決を目指すということでできた制度でありまして、解決までの期間が3カ月以内であり、非常に短期間で決着が図れるとともに、解決率も非常に高いという点に特徴があります。労働審判については件数も、当初想定した以上に非常に伸びてきておりまして、また、労働者側、使用者側からも評価も非常に高いという制度になっております。

参考に、個別労働紛争がどれくらい増えてきているかということ、行政における相談件数のグラフで見ていただきたいと思います。2011年度に全国の労働局で受けた総合労働相談件数は110万件となっており労働紛争の件数は非常に多く、且つ、増えております。このように労働紛争が非常に増加する中、連合としても労働相談を全国47地方連合会で受け付けており、1年間で1万6,000件ぐらいの相談が寄せられています。

次のページには、裁判所における紛争解決についての処理件数の推移をプロットした図

を示していますが、労働審判制度が開始された2006年以降、通常の訴訟開始にかえて、労働審判の新受件数が急増しています。この労働審判制度は、創設の際に連合も大きく関与させていただきまして、司法制度改革審議会に、当時の連合の副会長の高木が委員が参加させていただき、労働事件に労使の専門家が参加する労働参審制の導入を提起するなど、その中で論議をさせていただいて、今日の労働審判制度が創設されました。

労働審判制度は、ご承知のとおり、職業裁判官である審判官を中心に、労使の代表の労働審判員が参画する労働審判委員会の中で、調停機能と審判という判定機能を両方あわせ持つ制度となっています。労働審判制度における調停の成立率は約7割と、調停成立率は高くなっており、また個別労働紛争事案のうち2割程度が審判に至るわけでありますけれども、審判に至った後も申し立てで、終結するケースが約4割となっています。これらを合わせますと、83%近くが解決するということが、労働審判制度は先ほど申し上げたように非常に解決率の高い制度ということになっています。

最後に、労働審判制度に対する私どもの評価です。これまで述べたよう、労働審判制度は非常に解決率が高く、利用者の満足度も非常に高い。これは東京大学の社会科学研究所がアンケートをとられておりまして、非常に利用者の評価も高いという結果が出ております。また、通常の裁判に比べて非常に迅速な解決が図れる点も評価しております。ただ、後でまた申し上げる機会があるかと思っておりますけれども、さまざまな課題も残っているといえます。早口になりましたが、個別労働紛争に係る民事司法の話を、労働側のユーザーとしての立場から申し上げました。以上です。

【小林】 この課題、大変大きな課題でもありますので、後ほどまたいろいろ問題点をご指摘いただくことにいたしまして、それでは経済同友会、経済界を代表して富山さんのほうからお願いします。

【富山】 ありがとうございます。一応、私は経済界ということにはなっているのですが、経済界といっても大企業もあれば中堅・中小企業もありまして、実は非常に幅は広うございます。私のキャリアとしては、そもそも企業再生の事案というのは、そう簡単に大企業は潰れないものですから、九十何%が中堅・中小なんです。ですので、同友会もどちらかという企業規模を問わない集まりですので、実はいろいろな、むしろ中堅・中小企業の仕事のほうが多いわけでありまして、ですので、実際、たしか頭数で99%が中小企業です。たしか勤労者も7割以上が中小企業で働いているので、あまり大企業に偏らない話を私はしたいと思っております。

ですので、一般議論として、特に民事司法制度あるいは民事裁判制度に関する議論で、先ほども山根さんのお話と、実は一般企業でも、特に中堅・中小にいっちゃん近いところがあって、やっぱり訴訟とか裁判というと超日常の怖い制度みたいな気がして、え、そんなこと、裁判所とか、そもそも弁護士さんも知らないような零細企業の経営者であるとか商店主になると、弁護士さんとも接点がないわけでありまして、それ自体もう、すごくびびってしまうようなことがいまだに少なくないわけですし。法律沙汰になる、さっき裁判沙汰ということがありましたけれども、そういう、何とか沙汰になるというのは、もう特殊な危ない世界に自分が踏み込んでいっちゃんような感じを持っている方が実際に少ないのが、いまだに現実であります。

例えば、倒産事案で最初に相談を受けるのが、多くの場合、日本の場合、経営者が連帯保証を入れているんです、銀行債務にしる。あるいは公的規約の保証協会なんか、多分、個人保証が入っているの。最初の質問が、ここで例えば民事再生なり、あるいは自己破産とかになると、富山さん、私は要は選挙のときに選挙権がなくなるんですかとか、あるいは海外に旅行ができなくなっちゃうんですかというところから、まず質問が。いまだにこれは極めて平均的な、非常に frequently asked question なんです。ですから、そういったところが実際あるわけで。ですから、やっぱりそのハードルは、徐々に先ほどの報告で言うところ下がっているようではありますが、いまだに高いというのが現実でありますし。

今度は逆に大企業のほうにまいますと、そもそも訴訟が起きるといって自体が失点になるんです。サラリーマン社会において。要は、当の民事法の世界というのは、例えば取引関係においても、あるいは消費者の皆さんとの見解の相違があれば、そこでもし当事者の交渉で合意点が見出せなければ、あるいは先ほど出たように、多国籍企業の案件というのは、そういう交渉がしにくい状況ですから、むしろ訴訟的解決というのが、紛争解決の手段としては極めて合理性を持っているわけなのですが、そもそも訴訟が起きるといって自体がシェームであると。要は、おまえは何をやったんだと怒られる場合が少なくないわけでありまして。そうすると、要は話がゆがむわけですね、そこで。訴訟というものを回避するために妙なバイアスが。場合によってはサラリーマン根性的なバイアスが働くことにより、オリンパス企業のと看も、何か第三者委員会のレポートの中に究極のサラリーマン根性がこの事件を巻き起こしたということがありましたが。でも、あれはばかにできない部分もあって、特に終身雇用でずっと働いている人たちにとっては、やっぱりもうワンランク、例えば法務担当の法務課長が法務部長になりたいとか、法務部長からで

できれば取締役になりたいとか。これは大変、実は人生の一大事なわけでありまして。ですから、サラリーマン根性の問題はばかにできない部分なんです。

本来的な意味合いにおいては、例えば訴訟であれ、先ほどの労働審判であれ、存在している制度というものをうまく利用して紛争を解決するということは、仮に結果が一般的に言われる敗訴であろうが勝訴であろうが、別にシェームではないわけでありまして。民事訴訟というのは、特にそういった見解の相違を公正な審判をするのが本質的な目的でありますから。刑事裁判でやっぱり有罪になっちゃうと、それは、行政罰とかある場合は確かにシェームなのでしょうが、本来、民事訴訟というのはそういう性格を持っていないわけありますから。したがって、むしろそういった制度を上手に使いながら紛争を解決していくということが、むしろ得点になるようにならないといけないわけでありまして、残念ながらまだまだ意識の中ではそうっていないという状況があると思います。

私も、だから片足のまた半分ぐらいは法曹界にまだちょっとあるものですから、気持ちとしてはもっともっと、その辺のハードルが下がるとうれしいなと思っているのと、私も日々の企業再生の相談なんかでもやりやすくなりますので、そういった努力はもっとしていくべきだと。

その観点でちょっと感じますのは、多分、30年前と今日を比較した場合に、お医者さんって随分ハードルが下がったと思うんです。病院に行くときのハードルとか、あるいは大学病院の大先生。今、多分、どうですかね。結構な大先生相手でも、セカンドオピニオンをとりに行っちゃったり、今、平気になっていますし。そういう意味で言うと、随分ハードルが下がってきたような気がします。

それと、あともう一つはあれ、3大プロ、3つのプロフェッション。三日月先生の本の流用なんですけれど、プロフェッションと呼べる、英語で3つあって。たしか、お坊さんというか宗教をやっている人と、法律家と、たしか医療関係者なんです、プロフェッションって。魂の救済と肉体の救済と社会的な救済と。その3つのプロフェッションで言うと、最近、宗教関係の方も大変ユーザーフレンドリーになっておりまして、お寺さんなんかもとても敷居が下がっていて、昔よりはいろいろな相談に乗ってくれやすくなった。やっぱり、多分ビジネスが厳しいからだと思うんですけれども。そういった意味合いで言うと、ある種、いい意味でのマーケティング的なマインドといいましょうか、そういったものを法曹関係者はもっと持っていいような気がしております。

と申しますのは、どうしても目に見えないサービスになりますので。で、必ずしも安く

ないサービスですので。マーケティングの言葉ではこういうのを高額無形物商品と言うのですが、使う側からすると、要は、まさにさっき言った情報の非対称性が一番高いタイプのサービスになりますし、あるいはリスクもある意味で高いサービスになるので、そういう意味で言うと、やはりもっと、商品、サービスとしての勤めやすさ、あるいはユーザーから見た敷居を下げるというのは、その努力はやり過ぎててもやり過ぎることはないという気が私はしておりますので、そこはぜひぜひ、そういった努力は、私自身もある意味責任の一端を担っているとは思いますが、サービス内容と価格を透明化して使いやすくすることは、非常に重要な私はテーマだと思って、そういった努力はもっとして欲しい。くだいようですが、本来もうちょっとハードルが低そうな企業でさえまだまだ敷居が高い状況ですので、ということは、ましてや一般市民においては何をか言わんやになりますので、そういった努力をしていきたいなと私個人としても思っている次第でございます。

【小林】 経済というよりもユーザーとして、いろいろな多角的なご意見をありがとうございました。それでは、明石市長の泉さんのほうからお願いしましょうか。

【泉】 よろしく申し上げます。まず最初に、こういったシンポジウム、ほんとうにうれしく思います。弁護士だけではなくて各種団体と一緒にということ、ほんとうにありがたいと思っております。そして、その場にこういう形で発言の機会をいただき、まず感謝申し上げたいと思います。

私は2年前に市長になりました。市長になりまして、積極的に市民相談の拡充を図っています。そして、市民の声をできるだけ聞こうという形で整理を始めております。非常に、弁護士や裁判所や司法の受けは悪うございます。そして、職員にも葉っぱをかけておりますが、非常に職員も弁護士が嫌いで、裁判沙汰が嫌いであります。2年間市長をしておりまして、改めてそう実感をいたします。例えば、市民の相談のときに、消費者被害に遭っているわけですから、だったら裁判をというふうに相談をしたとしても、多くの市民の方が、「いやいや、そこまで大きな話ではございません」と。でも、あなた、被害に遭っているんですよ。なかなかその後、腰が重い。そしてまた例えば交通事故なんかでも、金額、適正ですかというときに、「これは裁判したらもっと金額が上がりますよ」と言いましても、「いや、ちょっとぐらい上がってももっと弁護士に取られるからやめておきます」と。こういうふうなのが多くの市民の声だということを改めて実感します。

そして職員のほうはもっとひどいです。「市長、これは裁判されてしまいます」ちょっと待て、相手は「ごちゃ」じゃないかと。相手の言っていることはむちゃくちゃなんだか

ら、それは逆に、だからといって折れることなく、しっかりと適正に裁判していただいて、ルールにのっとって判断。それをやったらいいだけのことではないかと言いますけれど、市の職員はもう、裁判されたら一大事というぐらいの危機感を持って、何とか裁判を避けようとするのが率直なところであります。

また、「裁判をしろ」と言ってもしません。「市営住宅で滞納、何年滞納しているんだと。早く請求しろ」と言っても、「いや、市長、裁判は、つらい」と。いや、「裁判したらいいじゃないか」と言っても腰が重いと。そのように、改めて、市民もまた職員も。職員というのは公務員試験に通っていますから、ある意味、一般の市民に比べると少し知識面においても、またさまざまな面においてももう少し適応性があるかと思いますが、実際はなかなか難しいというのが率直な感想であります。

そういった中で、最初のご質問のイメージということではありますが、端的に私が思いますのは、司法のイメージは、「高くて、やさしくない」という感じであります。高いというのは2つの高いです。敷居が高い。そして金が高い。そしてもう一つ、やさしくないというのも2つ意味があります。1つは難しい、わかりにくい手続ですね。そしてもう一つは、親切ではない、丁寧ではないと。このように、2つの高いと2つのやさしくないということが大きな課題かなと実感しています。これを、高くてやさしくない司法ではなくて、やさしくて高くない司法にできないかなという思いが強うございます。特に、後でもお話ししたいのですが、やはりお金は大事です。みんな本音のところでは、金が何ぼかかるんだらうとか、かえって損するんじゃないかというのが人間の本心であります。その点、高いという意味には2つ意味がありまして、ほんとうに高いという意味と、何ぼかわからないという不安感でありまして、つまり、それが適正であれば、ある程度見通しがきけば、ある意味それが価格として高くても、納得ができれば、それを高いとは感じないと思われるわけですが、やはりその不透明感といいますか、このあたりが非常に大きな課題かなと思っています。

市民のほうから、いろいろ本音で聞きますとよく言われるのは、敷居が高いについてはもう殿様商売だと。弁護士は殿様弁護士だというふうに悪口を言われます。またお金については、まさに表のぼったくりと言われます。要は胸を張って請求してきて、値切る気もないと。一方的に請求をすると。ではほんとうに契約しているかということ、ある程度の基準はありますけれど、払うほうからいったら、ほんとうに最後何ぼ払うかという部分の非常に不安があるというのはよく聞くことであります。また、時価につきましても、値段が

はっきりわからないというのは、まさに値段の書いていない寿司屋に入るようなものでありまして、値段表がないと。もう怖くて頼めないと。同じエビを頼んでも、安いエビと違っていても、エビと言ったらもうびっくりするぐらいいいエビが出てきたら、値段が何ぼかわからないと。回転ずしだったら皿を見たら値段がわかりますし、例えば居酒屋に行っても5,000円で飲み放題だと安心できますが、その点、弁護士の場合って、非常に価格が見えにくいというところが市民の敷居を高くしているのかなと感じる次第であります。

そういった中で、あともう一つ心配しているのは、司法改革でいい面もどんどんありますけれども、ある意味、逆に悪くなっている面があるんじゃないかなという気もいたします。少し前であれば、弁護士のイメージは、賢くてしっかりはしているというぐらいのプラスイメージはありましたが、もう最近は、弁護士といってもほんとうに大丈夫かと。頼りないなというような評価すら市民に出てきているというのは、非常に心配しております。そういった意味におきまして、まさに今日のシンポジウムを通しまして、裁判所やさまざまな機関と連携をしながら提言をすることとあわせて、弁護士自身、弁護士会自身もしっかりとした取り組みをしていく必要があるのかなと感じております。

いずれにいたしましても、やっぱり弁護士がしっかりし、民事裁判が身近になって、適正な、ルールに基づく社会になってこそ、市長から言えば市民自身は安心して暮らせるわけでありまして、泣き寝入りせずに適正価格でしっかりと、本来必要な方の救済が得られるということは、まさに市民にとってハッピーであります。弁護士のための民事司法改革では当然ありません。当たり前であります。市民・国民にとって民事司法改革がほんとうに急務だというような感想を持っております。以上であります。

【小林】 ご自身が弁護士でありながら、弁護士のさまざまな問題点の指摘や辛口のコメントをいただきましてありがとうございます。それでは、今のお話を、あるいは基調報告等を受けまして、我々、法曹界といいますか、弁護士としてどのように考えていったらいいのか、中本さんのほうからお願いいたします。

【中本】 明石市長から非常に厳しい指摘を受けましたので、なかなか私のほうも言いにくくなっております。まず最初の基調報告である菅原さんの、民事裁判の利用者の声についてですが、民事裁判をちゅうちょする理由として、依然として7割以上の利用者が、時間と費用がかかるという点が注目されます。また、弁護士評価については、明石市長のお話にはちょっと反しますが、評価が上がっているとおっしゃっていただいています。時間、費用問題及び弁護士評価については、やや改善は見られておりますけれども、制度評

価についてはやはり依然として評価は低くなっています。ちなみに菅原さんのレジュメの12分の2ページに、制度の利用しやすさ、法律の現状対応、裁判制度の満足度に否定回答が多いとなっています。裁判制度の満足度も、肯定評価は約2割にすぎず、再び利用する意思も5割で、半分の人はもうやりたくない。それから人に裁判することを勧めるかと質問には、3割ちょっとの人しか勧めない。こういうところに今の日本の民事司法の残された課題があるのではないかと推測されます。これからは民事紛争解決手段の全般について、多くの課題に取り組まなければいけないと思っております。

それから、費用問題につきましては、後で話す機会があるようなので、ここでは時間の問題について述べたいと思います。山本さんの第4回迅速化検証報告の中でも詳しく触れられておりますが、民事裁判は、この10年ぐらいの間で相当程度、迅速化は図られています。これによると、全事件の平均審理期間は6.8カ月であり、平成16年の第1回の検証報告では、8.3カ月です。これは、欠席判決とか、そういうものも含まれているので、通常、争っている事件はもう少し長くなるのですが、全部の事件の平均時間を見る限り、相当短縮化は図られているのではないかと思います。

さらに短縮を図るためには、山本さんのご指摘のありましたように、証拠収集の手法の改革であるとか、あるいは争点整理の改善が必要となります。また、日弁連は必ずしもこの問題については賛成ではないかもしれませんが、失権効を強化する問題であるとか、あるいは法廷侮辱罪、司法妨害罪という課題も議論されているということです。それから、事件別にみると専門的な訴訟が非常に遅延しているということで、専門的な訴訟に対する改善策も必要であるということをご指摘のとおりです。

ということから、幾つかの立法課題は抽出されるのではないかと思います。ただ、迅速化の面だけではなくて、山本さんもおっしゃったように、迅速化とあわせて、適正ということが図られなきゃいけないということです。この点については今日の裁判では、検証や証人尋問が少なくなっています。さらには控訴審の取り消し率が依然として25%という、かなり高率となっており、これは何が原因になっているのかということも検討しなければいけないのではないかと考えております。

その原因の1つには、裁判官が不足しているのではないだろうかと思っております。例えば、東京地裁の民事裁判官の手持ち事件が200件を超えているだとか、支部には、裁判官が常駐していない支部が46ヶ所もあるとか、こういう問題点については、やはり裁判官を増やさないと解決しないのではないかと思います。ちなみに、この10年間に弁護士は1

万3,000人増えておりまして、現在、3万3,591人ですが、裁判官は600名ほどしか増えていなくて、現在、2,880人です。こういう数字を見ても、やはりもう少し裁判官を増やさないと、適正という意味においては、なかなか改善が図れないのではないだろうかと思います。

それから、利用者の声の中で山根さんのご発言ですが、これまで、消費者の権利を守る立場から、主婦連が長期にわたり、広範で困難な活動をしてきたことについてお聞かせいただきました。これらの主婦連の活動に対しましては深く敬意を表したいと思います。これらの困難な問題とは、裁判によって被害救済ができないことである。その原因の1つは司法アクセスの問題であったり、証拠が集まらない、あるいは立証が難しかったりすることである。あるいは事業者である被告と被害者との間で証拠収集や立証の点において格差がある。こういう問題点を指摘されておられました。これらについても、本日の議論の課題になるのではないかと思います。

それからさらに、執行制度にも問題があるというご指摘も受けました。今日でも、消費者被害は、被害者の3分の1は誰にも相談しない。泣き寝入りになっているそうです。被害者の相談件数は、年間、90万件近くあり、一説には被害総額が年間3兆4,000億もあるというデータが出ています。これらの消費者被害を救済するための課題としては、山根さんもお指摘がありましたように、多数の被害者の救済を集団的に回復する裁判手続であるとか、悪質な事業者の事業収益を剥奪する制度とか、これらの業者の財産隠匿や散逸を防止する制度等を検討しなければなりません。これらについては現在、消費者庁で立法作業が進んでおりますので、我々もその実現に協力しなければならないと考えています。

それから、労働界を代表しまして新谷さんのお話は、特に労働審判が、非常に良い結果を出しているということです。平成24年のデータでは、年間3,719件が申し立てられていて、解決率は83.9%、解決までの平均期間は73.1日、つまり3カ月かかっていない。しかし、必ずしも問題がないわけではなくて、ご指摘にありましたように、労働審判員の安定確保の問題であるとか、支部については現在、申し立てられる支部は立川支部と小倉支部だけで、その他の支部についても申し立て権が認められるような検討作業を進めなければいけないのではないかと考えております。

それから、経済界から富山さんの発言ですが、現在でも中小企業経営者の法的知識が非常に乏しいということ、あるいは大企業が非常に裁判を嫌がるという体質。そういうものが、司法や裁判に対するハードルを大変高くしているということについてご報告をいただ

きました。その原因は、司法に関する情報が依然として少ないのではないかと、あるいは弁護士の敷居が高いのではないかとされています。弁護士の評判が悪いということについては、明石市長もおっしゃいましたけれど、経済界から見ても評判がよくないということです。これから経済界はグローバルな社会にあって国際的な活動をしていかなければならないのであり、国際紛争の解決においても、日本の民事司法制度が標準規範として機能することが必要ではないかと思えます。また、経済活動においても司法の役割は必ずしも消極的に働くものではなくて、競争ルールの透明化であるとかコンプライアンスの確立は、むしろ経済活動のリスクの回避と将来予測を可能にし、経済活動を活性化する方向に働くのではないかと思えます。ぜひとも富山さんには経済界において、司法の役割についてPRしていただきたいと思っております。

明石市長の発言については、もうほんとうに耳が痛い。弁護士は敷居が高くて金もかかる、やさしくない、難しいことを言う、親切じゃないと。もう、ほんとうにそのとおりです。ぼったくりだと。何か私も、北新地の飲み屋さんのようなイメージを覚えましたけれど、ほんとうに残念です。しかしこれも最近では、かなり弁護士が増えてきて、大分改善されつつあるのではないかと思っています。若い弁護士は、敷居も高くないし、親切です。例えば東日本大震災でボランティア活動をしている若い弁護士を見てみると、我々が弁護士になったときとは違うと思えます。これからもっと、違って行くのではないだろうかと思っておりますので、お見捨てなきようよろしくお願いいたします。

【小林】 それでは、山本さんのほうから、研究者の視点からお願いしたいと思います。

【山本】 それでは1点だけ感想を述べさせていただきます。将来における裁判の役割ということです。私自身、ADR、裁判外紛争解決システムと、司法、裁判所における紛争解決システムが、どのような役割の分担を果たして紛争を解決することが望ましいだろうかということを考えています。そういう中で、やはり1つには、ADRの役割をできるだけ拡充、拡大していくということが必要なんだろうということです。

ただ、もちろん民事司法には固有の役割があって、その中で1つ今後重要になってくるというのは、先ほど山根さんのお話にも出てきましたが、司法の中で一定の社会的なルールを形成していくことが期待されるようになっていないかということです。本来はルール設定というのは立法府の役割であるわけですけれども、ただ立法府がこの複雑な社会の中で全てのルールを完結的に設定していくというのは難しいので、具体的な事件の中で、法的な手続の中において、司法がルールを設定していく1つの役割を果たすという必

要があるのではないかと思います。そのための基盤整備というものが1つ必要になると考えています。集合訴訟というのはその1つのツールかもしれませんが、そういったことを感じました。

それから、裁判と裁判外紛争解決の適切な役割分担の仕組みというものをつくっていくということです。これは、新谷さんのお話を伺って思ったことですが、労働の分野においては、かなりの件で、裁判外の紛争処理が図られている。労働審判をどのように位置づけるかというのは、ADR理論でいろいろな意見があるかと思うのですが、訴訟、仮処分、労働審判、そして裁判外の手続と、全体が適切な役割分担を果たしながら、その分野の紛争を適切に解決していく。それが利用者にとって利用しやすい紛争解決システムということになるという、そういった全体的な仕組みを、労働以外の分野、医療であり建築であり消費者であり金融であり、いろいろな分野でどのようにそういった紛争解決の全体スキームを確保していくかということが検討対象になってくるのではないかと思います。

【小林】 簡潔にポイントを要領よくご説明いただいたかと思えます。それで今、基盤整備というお話がございました。裁判所あるいは裁判官、それから本庁と支部の問題であるとか、特に最近支部の問題が非常にクローズアップされているところでありまして、こういった民事司法を支える人的・物的な基盤的なところで、裁判所を中心とする、そういったところについて問題はないだろうか。もちろん、我々、弁護士側の問題ももちろんあるわけですが、どちらでも構いませんが、できれば裁判所のほうの問題点についても言及していただければと思います。先ほど、グランドデザインや裁判迅速化検証報告書の中でも、基盤整備の重要性は述べられています。ユーザーとしてお三方に、こういった視点で見たときに、どういう問題があるのか、一言ずつまたご意見を伺えればと思います。では逆に経済界のほうから、富山さんのほうからお願いいたします。

【富山】 先ほど人数の件も出ていましたが、大枠で言ってしまうと、やっぱり裁判官の数と質は、ちょっと脆弱な感じがしています。これはたしか国際比較でも、GDP当たり、人口当たり、たしか日本の裁判官って顕著に少ないと記憶していますが、多分、敷居の高さも、弁護士さんでさえ敷居が高くて、裁判官、裁判所に至っては、こんな、3メートルぐらい壁があるような、刑務所の向こうに行っちゃうぐらいな。やっぱり心理的ハードルってあるんです、ほんとうに。私でさえ、まだ生涯、二、三度しか裁判所って、東京地裁の主として8部と20部なんですけれど、行ったことがないので、そういう場所ですので、まず人数の問題が1つということ。

それとあと、特に民事司法に関して、質の問題もやっぱりあると思ってまして。私自身が、痛い記憶で言うと、自分が司法試験に受かったときに、やっぱり当時も商法ってあったんです。会社法1問、手形法で1問ずつ出るわけですが、私がちょうど解答を書いた時点で、私は株主総会に1回も行ったことがないし、手形小切手も1回も切ったことがないのですが、株主総会とはなんて書いちゃったんです。何が言いたいかというと、裁判官というのはそこから、大学を卒業して司法試験に受かって、そのまま研修所に行って、そのまま裁判所に行くわけですから、当時の私と大差ないわけです。裁判官を30年やって。いわば訴訟でしか物を見ていないし、証言でしか物を見ていないわけで。極めて、例えば会社法に係る、ちょっと前で言うと濫用的買収者の話とか、いろいろ出ていましたよね。ああいう、いろいろな極めて現代的に、非常にある種せめぎ合っている問題について、この人たちでわかるのかなという不安感はやっぱりあるわけです。例えばお医者さんに行くとお医者さんは病気の専門家である以前に人間の体の専門家なんです。で、今の議論で言えば、本来、株主総会や会社の支配権をめぐる起きていて、M & Aで起きていることをまず知ってもらってから、そこから紛争の処理をしてもらわないと、要は人間の体を知らないけれど病気だけ知っていますという人たちが判決を出していることになってしまうことになるわけでありまして。やっぱり、そういうことに対する、実は一方で裁判官というのは尊敬されている部分もあるのだけれど、経済人の内心からすると、こいつらに何がわかるんだと思っている場合が少なからずあるんですね。本音で聞いたら。そこは、だからやっぱり、裁判官のキャリアパスの問題であったり、どういうふうに彼らの判断能力を蓄積していくか。

要は、法律というのは極めてミニマムのCOMMON SENSEなわけなんです。ということは、COMMON SENSEがないと困るわけで。そうすると、例えば先ほどの、会社に対峙する問題、いわゆる会社法の問題とか、あるいは取引法、例えば最近でいうとレプワラ、表明保証の問題をどう考えるかみたいな話を、その中に学説もちゃんと蓄積がなければ、判例の蓄積もないわけなんだけれども、潜在的にはレプワラをめぐる紛争って起きる可能性がある。極めて深刻な。そうすると、ではもっとふだんの、私たちがどんな感覚でM & Aや不動産取引でレプワラをしているのかというCOMMON SENSEの感覚がわからない人に裁判されるとするのは、極めておっかないというのが、実は。それはもちろん、さっき申し上げたハードルの一つになっているんだと思います。

それからあともう一点、裁判官に期待せざるを得ない問題として、先ほどの、ある意味、

消費者事件なんかもそういう部分があるのですが、立法が追いついていないときに、裁判を通じて、ある種の法創造作用で解決していくということがございます。それで、となると今度は、実は裁判官に求めるもう一つの機能というのは、法解釈能力だけではなくて、実は法創造上のある種、法創造政策科学というんですか、そういう能力が実は求められているわけで。それが欠落した裁判官が、ちょっと妙に格好つけて変な基準、何ちゃってブランドイス・ルールみたいな基準で変な判例をつくれちゃうと、今度、それが法律みたいに作用しちゃって、後でやっている人はえらいかなわないということが起きちゃうわけです。そこはやっぱり、今度はもう一つの彼らの訓練として、ではこういう判例を、結果はともかくとして、こういう基準である判例を書いたときに、それが果たしてどういうふうに、経済的活動や、あるいは例えば事業者と消費者の間の実質的なリスクと力関係に影響する、結果的にどういうふうに経済社会全体のことにと及ぼすのかという分析能力がないと、実は危ない結果になります。

1つの例ですけれども、ちょっとこれはタッチな議論なんですけれども、ちょっとリスクをとって申し上げますと、いわゆる解雇権濫用の法理であります。これは4要件があるのですが、基本的に大企業におけるいわゆる不当解雇事案においては、これはわりと機能する。中身が。ところが、中小企業の倒産寸前の状況における、解雇する・しない、人員整理においては、実はとても非人道的なルールになってしまいます。というのは、事実上、破産・倒産するまで解雇できない法理なので、破産・倒産する中小企業というのは、逆さにしてもお金がない状況になるまで雇用をひっぱり、最後は規定どおりの退職金も払えない状態で破産・倒産する。ほんとうに、労働者はもう、一番悲惨な状況にいきなり、路上におっぴり出されるということが起きるわけです。実は多分、東京高裁の判例を書いた人は、これがどういう状況で当てはまったときにどういう作用をするかということに対して、想像、イマジネーションが、あまり持ってなかったんです。

それからもう一点。いわゆる法曹一元。そういう意味で、人材育成で言う法曹一元の議論があります。で、私は基本的には法曹一元論でありまして、今申し上げたことで理由は明らかなんです。特に民事裁判に対しては法曹一元がいいと思います。加えて、できれば法曹一元、もっと広く捉えて、法と経済一元、法と労働一元、法と社会一元。もっと要するに広い幅で、民事裁判の中の重要な意思決定、いろいろな人間が入ってくると同時に、いろいろな経験をした人間を育成していくような、トータルなキャリアパスをつくっていくような仕組みをつくっていけば、本来、民事司法が、国民全ての人の全ての人による全

ての人のための民事司法になると思うので、特に裁判所はそういう門戸を開いていくようにしていただけるとすばらしいかなと思っています。以上です。

【小林】 ありがとうございます。法曹一元という、最近議論されることも少なくなりましたが、大変重要な課題まで言及していただきましてありがとうございました。それでは、労働界のほうから新谷様、お願いいたします。

【新谷】 それでは、民事司法制度の人的・物的基盤ということですので、私の資料の第7スライドのグラフをご覧ください。このグラフは、個別労働紛争に係る裁判所の新受件数の推移でございますけれども、8年の間に、通常訴訟と仮処分の数だけだったものが、労働審判の事件数が急増し、今や労働審判制度が導入された2006年以前の倍近くの件数になってきているということが見て取れます。これを処理していただく裁判官の数が一体どのようになっているのかということが非常に気になるわけではありますが、例えば東京地裁ですと、労働専門部が3部あると聞いておりますが、この3部に所属する裁判官は2006年に12名でした。労働事件数が急増する中で労働部関係の裁判官は19名に増員されたということですが、それでも1人当たりの抱えている件数が莫大な数であり、非常にばたばたしている状況にあるというのは、労働側の審判員からも聞いているところです。特に労働関係の事件は労働関係は非常に専門性の高い分野だと思いますので、専門性を持った裁判官の育成をしていただきたいというのがまず1点です。

それと、労働審判制度を支える審判員を安定的に供給できるかどうかというのは、今後の制度の安定にとって重要だと思っております。審判員の年齢構成はかなり年齢が高齢の方が多いのですけれども、これは経験年数が物を言いますので、最初、立ち上げたときには平均58歳ぐらいの方々がOBの方が7割以上、経歴としても組合専従役員で、かつ組合の経験が25年以上という大ベテランの方という、労使関係の専門家に担っていただいております。しかし、労働審判制度は、年間1,500件という件数で制度設計をしておりますので、今や3,700件に増えてきています。この事件数の急増に伴い、裁判所からは、審判員の増員を要請されておりまして、2010年に約100名、2012年に約150名の増員を行い、今は労使それぞれ720名体制で、全国の3,700件の事件を扱っているということです。

この労働審判員になるためには、次のページにありますように、もちろんもともと労使関係のプロであります。さらに日本労使関係研究協会の研修を受講することを義務づけており、これによってレベルを標準化しています。この研修を受講した人材は、労働関係

だけですけれども、およそ2,000名となっており、この受講者の中から労働審判員を最高裁に推薦するという体制をとっております。、今後もこういった安定的な供給体制を継続的にとっていく必要があります。もちろん、これは事件数などの地域偏在にも対応しなければなりません。現在、全国で年間3,700件の労働審判の新受件数があるわけですが、そのうち東京地裁が1,000件強を扱っており、次いで大阪地裁の350件程度となっています。このように地域による数の偏在がありますので、その地域に対応した審判員をやはり安定的に供給できる体制を我々も持っていきたいと思っております。

それともう一つはアクセスの問題。これは、裁判所で今、50の本庁と2010年から新しく追加された2つの支部、立川支部と小倉支部で労働審判を扱っていただいておりますけれども、このほかにも人口が多くて紛争の多い地域、例えば静岡県の浜松、広島県の福山、長野県の松本、福島県の郡山については労働審判の受付支部を拡大していただきたいと考えております。以上です。

【小林】 ありがとうございます。労働審判員の確保ということで、労働者、使用者側にも大きな課題がありますけれども、小倉支部と立川支部以外に拡充しても、新谷さんとしては大丈夫と、教育は大丈夫であると、そういうふうにお聞きしてよろしゅうございますか。それでは、消費者のほうから、山根さんお願いいたします。

【山根】 基盤体制整備ということですが、集団訴訟のことになりますが、今、全国に11ある適格消費者団体が、頑張って団体訴権、団体訴訟を行っているということで、今度、集団的消費者被害救済制度というのが導入されますと、特定適格消費者団体が裁判を担うということになりますが、そもそもその認定を取るための基準が、大変満たすのが厳しいということがございまして。人的体制、経済的な基盤も相当しっかりしていないと団体とはなり得ないと。大変ハードルが高過ぎて、これでは制度がなかなか広がらないのではないかと、私たちは意見を届けているところです。国などによるそういった消費者団体へのいろいろな支援というのは、絶対必要だと思っています。被害者への通知事務などにも費用負担がかかるということで、そういったところも改善されるべきだと思うのですが、せっかく制度ができて機能しなかったり、働かない制度にならないように、手立てを尽くしてほしいと思っています。

また、少し言えば、対象範囲が狭くて、たびたび起こる個人情報流出の問題ですとか、製品安全の問題、あと虚偽・誇大広告等に対抗すべき、対象範囲とすべきであると訴えていまして。課題はいろいろありますけれども、まずは成立をさせて、あとは消費

者庁にも頑張ってもらって、消費者の権利の確立に資する制度となってほしいと思っています。

しかしながら、事業者の方々では、この制度の成立をとて厳しく言う、反対する意見が根強くあるということで。先日の自民党の消費者問題のPTのほうでも、委員の方でも大変大反対をしている方も多くいらっちゃって、うまく制度が設立されるかなというので危惧もしていますけれども。私たちは悪質な事業者がなくなって、消費者が適切に救済されるように、この制度が整備されてしっかり機能してほしいと思っています。

【小林】 ありがとうございます。今、集合訴訟制度は与党の中でも大変議論になっているところであります。それで、先ほどから会場で質問意見用紙を回収しておりますので、質問とかご意見等ございましたら、係の者にお渡しをいただければと思っております。こちらのほうで集計して、パネラーの皆さんにご意見を伺ってみたいと思います。

それでは次に、先ほどから議論になっています、いわゆるコストの問題に移りたいと思います。民事司法を利用しやすくするためには、菅原先生から先ほど意見がありました時間と費用、特に費用の問題ですね。アクセスの重要な要素であることは明らかですが、これを受ける弁護士側の問題について、どう取り組んでいくべきなのか。法律扶助の問題、それから保険の問題、それから自費、そういった「公助」・「共助」・「自助」という振り分けをしておりますけれども、こういったものの兼ね合い等につきまして、弁護士の中本さんのほうからお願いいたします。

【中本】 先ほどの菅原さんの報告によりますと、民事裁判を経験した人の7割以上の人が、費用問題で裁判をちゅうちょしたと答えています。おそらくこれは、裁判をした人が7割ですが、では裁判をしようとしたけれどしなかった人。これらの人についてはもっと、費用問題が大きな障害の一つになっているのではないだろうかと思うわけです。それから、地裁における民事事件の2割以上が、家事事件では7割の人が、代理人を選任しないで自分で裁判手続をやっています。その理由は、その多くが訴訟費用の負担にあるのではないだろうかと思われま。

日弁連では費用問題について検討しています。この費用問題の課題として、1つは裁判を受けるときに必要な提訴手数料の負担、それからもう一つは弁護士費用の負担問題です。訴訟するとき、訴額に応じて印紙を張らなければいけないというのはご存じだと思いますが、どれぐらいの印紙が必要かについては、あまり皆さんご存じではないと思うのです。例えば、一家の生計を担っているご主人が交通事故で亡くなると、損害賠償請求金額は1

億円ぐらいになることが多い。このとき、訴訟印紙は、32万円かかります。それから、もし1審の裁判で不服があれば、控訴するのにその1.5倍の48万円の印紙が必要となります。さらに、それでも納得がいけない。最高裁で判断してもらいたいということになると、2倍の64万円が必要となる。最高裁まで争うとなると、印紙は実に144万円かかります。これは、訴訟額が大きいから当然じゃないかとおっしゃるかもしれないけれども、例えば1,000万円の貸し金を返還するのでも印紙は一審は5万円。それから2審は7万5,000円。最高裁まで行くと10万円かかり、全部で22万5,000円の印紙が必要となります。日弁連では、もう少し安くできないか、それから、細かな区分をもう少し簡単にしてはどうかということで、低い、一定という、低・定額化の日弁連意見書を既に出しています。

具体的には、上限は10万円にして、下限は千円にして、6段階に分け、どんな大きな事件でも10万円しか印紙は要らない。それから2審、つまり上訴するときには、1審の1.5倍ですが、1審と同じでいいじゃないかということで、これを上訴するときも印紙は一審と同じ額。それから上告、最高裁での判断で2倍を、1.5倍に下げるべきだと提言しています。諸外国の例では、フランスは裁判するにはほとんど費用はかかりません。アメリカでは大体、100ドルから数百ドルです。そういうことを考えますと、日本の貼付印紙は少し高いのではないかと思うわけで、これについては民事司法懇でもいろいろ意見をお伺いしたいと思っています。

それから、裁判するのにやっぱり費用が一番かかるのは弁護士費用ではないのかということ。弁護士の費用が幾らかかるかわからない、透明性がないとか、基準がわからないとか言われます。ある一定の基準は、どの法律事務所も設けているわけですが、その基準がやはり裁判をするについて高いと思われています。例えば、離婚をするときに、離婚で申し立てをしたいとするときに、調停の申し立て、訴訟までするとき、着手金30万円、または50万円かかりますと言ったら、例えば、お金がなくて離婚をしなければいけないような状況にある主婦が、30万円、50万円用意できるはずがありません。だから7割以上の人が、本人で申し立てをせざるを得ないわけです。この問題をどう考えるかということなのです。

実は、日本ではあまりにも弁護士の費用を自己負担に頼り過ぎているわけです。90数%が自己負担、自助なんです。つまり、他の国では多くは、お金のない人には扶助、国がそのお金を出してあげる。あるいは、少し余裕のある人は日ごろから保険をかけていて、

何か民事紛争が起こったら全てその保険から弁護士さんの費用が出る、こういう保険制度が充実しているわけです。ちなみに扶助でみますと、一番充実しているのが英国で、年間1,600億円ぐらいの予算をつけているわけです。ちなみに日本では165億です。アメリカとかドイツ、フランスでも、600億とか700億の予算がついています。これらの数字と比較すると日本の165億というのは非常に少ない。しかも、扶助でお金を借りたものは、多くは償還といって返さなければいけない。お金のない人が訴訟をして、離婚をしたが、子供を育てながら、1月5,000円、7,000円と何年間も弁済していかなければいけない。こういう状況の中では、なかなか離婚の裁判に弁護士さんをお願いしようという気にならないわけです。ですから、償還制ではなくて給付制、返還を求めない制度にしなければいけないと思うわけです。

それから、やはり何といても、国には財源に限りがありますから、弁護士の費用を全部、国の負担にしろとはなかなか言えません。そうするとやはり、これは保険制度を充実する必要があるのではないかと思います。ちなみに一番発達している国はドイツであり、60年来の歴史があります。おおよその民事紛争にかかる費用は全て保険制度で賄う。つまり、自分の権利が侵害されたときに、その権利を救済し確保するために裁判をするときには、弁護士費用が保険によって賄われ、本人の負担はない。大体、ドイツの全家庭の4割以上がこの保険に入っています。ちなみにフランスも現在、急速に伸びておりまして、全世帯の4割がこのような保険に入っている。イギリスでは6割の家庭が入っています。欧州のどの国も大体、おおよその民事紛争については、保険の対象となっており、弁護士費用は保険で賄われるということになっています。

ちなみに、日本でもこういう制度は、交通事故の特約保険であります。交通事故を起こしたとき、保険は皆さんが、加害者になったときに、自分の責任を償うために損害賠償額を保険で賄ってくれますが、実は自分が被害者になったときでも、交渉やら裁判によって権利を回復するために、弁護士さんをお願いするときの弁護士の費用が支払われる保険が、実は全国で3,000万件近くも売られています。皆さんおそらく、小さい字の約款だからあまりご存じないと思いますが、3,000万件といたら、ほとんどの家庭の入っている保険の中には、自分が追突されたときに、むち打ち、あるいは追突された自動車の損害について不満があるときに、それを弁護士によって交渉してもらおうとか訴訟するときに、その弁護士費用とか交渉の手数料は保険で支払われることになっています。

ところが多くの皆さんはあまり知らなくて、これを使っていません。現在1年間に約7

0万件の交通事故がありますが、わずか2万件位しか使われていません。

こういう保険がもう少し使われるようになりますと、労働事件に巻き込まれたとか離婚をすることになったとか、あるいは契約問題や不動産のトラブルの解決にかかる弁護士費用が支払われるような保険があったらいいと思うはずですが。現在、保険会社もそういう保険をつくらうということで動いています。ですから、皆さんも交通事故の相談を受けたら、そんな保険があるよということを教えてあげてください。まず、こういう保険を使っていたことが大事です。そういうことによって、日本の弁護士費用がほとんど自己負担になっているものを、これからは保険や扶助にシフトしていかないと、なかなかアクセス障害は克服できないのではないかと考えています。

【小林】 今、費用の問題を中心に話をさせていただきましたが、経済界の富山さんこの問題についてご発言をお願いします。

【富山】 今の保険の話は大変勉強になりました、私は。だから、それこそ第三分野の保険に近いですね、がん保険なんかと同じで。一定の確率でこれからむしろ困られる方が多いので、それこそ第三分野として。かんぼ生命あたりが出してくれたりいいですね。あれ、ほとんどの人が入っていますね、日本国民は。いいかなと思って。済みません。どこかでちょっと使ってみます、このネタは、ぜひぜひ。ありがとうございます。

あと、それと、ほとんど語られているので、あまりつけ加えることはないのですが、アクセスという観点からすると、どこまで実際、身近に弁護士さんを知っているか知らないか。あと、あれなんです。正直言って、さっきもおっしゃったように、わからないんです。弁護士がぱっと出てきたときに、その人が果たしてどのくらい力があるのかなのか。何か、顔に書いてあるわけじゃない。私は無能ですと書いてある人はいませんから、わからないんです。それで結局、私みたいな立場の人間だとどうしても、いい弁護士を紹介してくれというネタは多いんです、すごく。ただ、私だって知っている弁護士の数なんて限られていますから、そこで比較的、さすがに、済みません、弁護士会長クラスはやっぱりなかなか敷居が高いものですから、どっちかという、知っている方でちょっと自分より若いやつにつないで、おまえ、ちょっと面倒見てやってくれるとかということになるんですけども。そういうチャンネルを持っている人はまだラッキーな人で、多くの場合、そういうチャンネルを持っていないので、要はさっきのマーケティングとか営業じゃないですけども、どういうふうにしてそういうアクセサビリティを高める、情報の非対称性を引き下げるかというのが1つのテーマで。

そういった意味合いで言うと、本来、これは変な意味で悪用されるとまずいのでしょうけれども、おそらく多分、インターネットなんかはもっと使いようがあるような気がいたしますし、ある種のレーティング的な情動的なものを、もっとあってもいいような気もいたしますし。ちらちら出てはおりますけれども。例えば、失礼ですけども、やっぱり病院なんかと比べるとまだまだな感じがして。病院とか、何とか課のどこの病院がいい、悪いって、今。あれはすごいですね。手術件数から何からもう、全部公開されていて、例えば、何かある種の疾患になったときに、どこの病院が症例が多くて、どこが何とかって、あれはかなりの情報をネットですぐ見られるようになっていきます。

ちょっと、弁護士の場合、同じような話は、例えば外科手術に当てはまらないかもしれませんが、やっぱりそういう情報が、ユーザーから見ると、わかると非常にうれしいのと同時に、それが逆に弁護士さんに対するアクセスを必ず増やすような気はします。いい意味で淘汰が起きる。だめな人はやっぱりいい情報が出ません。つかないので。そういう、いい意味での市場原理が働くような気がしているので、そういう点で努力をする余地があるのかなと思うことと。

それからあと、今の保険もそうなのですが、私個人の意見としては、日本がいわゆるアメリカ的な訴訟社会になっちゃうというのは、好ましいこととは決して思いません。これは私、ビジネススクール在学中に、法と経済の授業とあって、GDPに対して紛争解決に使ったお金って結構計算しているんです、あの人たち。これが、国際比較で、アメリカは非常に高いんです。何たって、弁護士で年収何十億という人がごろごろいる。何でしょう。何という社会というか、うらやましいというか、そういう社会でありますので。それが必ずしもいいことではないので、私が教わっていた先生、女性の先生なのですが、彼女のテーマは、どうやってアメリカにおける取引市場、経済学的に、それを下げられますかというのが彼女のテーマで、それこそ調停とかADRとかというのをもっと使おうよというような話をしていました。そういう意味で言うと、日本はある意味では訴訟が少な過ぎる社会なのかもしれません。

ただ、ここで大事なことは、要は、公正な紛争解決をするためのトータルな効率をどう社会的に上げていくかということだと思いますので、そういった意味合いで、取引コストや情報のコストを適正に配分しながら、あるいは先ほど出ているような保険原理なんかもうまく使いながら、誰でもフェアな形で使えるような制度で。かつ、逆に私自身は、あまり公助により過ぎちゃうと、今度は、今、医療が抱えている問題と同じ問題になってくる。

公助でかつフリーアクセスにしている医療システムというのは、世界ではおそらく日本だけで。ですから、医療費が今度は国のほうに非常に膨らむんです。で、今度は逆に自助でフリーアクセスにすると、アメリカみたいになっちゃって、今度は市場原理で異常なトータルの医療コストになっちゃうんです。結局これは、公助と自助の間のバランスを非常に上手に制度設計しないとうまくいかないわけです。ご存じのように、スウェーデンのような無料で医療を受けられる国には、フリーアクセスではありません。非常に診てもらうのが大変なんです。なのですが、これがいいか悪いかも選択肢の問題で。やっぱり似たような問題が本来、この議論の中にもあって。

私は今の中本先生の意見に近くて、ここはやっぱり公助原理をうまく使うというのが、非常にバランスのとれた解決だと思うし、現状、アクセスが少ないわけですから、アクセス制限をすることはあまり日本ではイシューではないので。やっぱりフリーアクセスという前提で保険のような共助も使うということが答えですし、一応、この仕組みというのは上手に、ある種の要は、何ですか、自立的な抑制原理みたいな、保険ですから働くので。そういった仕組みがいいのかなと改めて思いましたので、くどいようですが、ちょっとこのドイツ方式というのを、私も保険会社と話とかするときも含めて宣伝していきたいと思っています。

【小林】 それでは、消費者の山根さん、いかがでしょう。

【山根】 消費者としてはもちろん、できれば安価で質の高いサービスを受けたいと当然思いますし、そういうふうに向かってほしいと思います。権利を侵害されたり、消費者事故、消費者事件などに遭うなどしたときに、裁判をして、当然の権利を主張したり、被害を回復するということが、経済的な格差などによって差があっては絶対にいけないと思っています。既に今、そのための制度がいろいろあって、議論もしているのかもしれませんが、もっともっと、そういった制度があることの周知も必要だと思いますし、先ほど保険の話等ありましたけれども、いろいろ制度的にもまだ広がってほしい。利用しやすくなってほしいと思っています。

私たち消費者団体はいろいろ活動をしているのですが、私たちの要求は、法律の制定とか改定とか、規格基準とか政策についてとか、そういったものに関してが多いので、弁護士の方々をはじめ法律の専門家とか様々な方面の専門家にいろいろと協力をいただいたり、連携をして運動することがとても多くあります。たくさんの方にお世話になっているわけなのですが、ほんとうに現代の消費者問題というのはどんどん複雑になってきていて、

グローバル的な視点も必要になっていたり、ほんとう、解決困難なものが多くて、ますます専門家の方々の助言とか協力というのは欠かせないと思っています。で、被害の防止とか救済のためにも、いろいろな方、さまざまな立場の協力・連携が必要で、先ほど成立した消費者教育推進法の中にも、そういったことのための方策もうたわれていると思うのですが、消費者にも積極的な情報収集とか問題提起などの姿勢が求められるということもあると思います。

そのためにも、消費者にとって、消費者問題関連の相談窓口であったり法律の専門家であったり、またあるいは私たち消費者団体のような立場の者へのアクセスがもっとしやすく、身近な存在で頼りがいがあるというふうになるのが、とても今重要なのだろうなと思っています。暮らしのトラブルとか消費者被害に遭ったときに、問題を社会共有するというのもとても大事な問題なわけで、さまざまな課題がありますけれども、そういったところで民事司法というのも役割を果たしていただければなと思っています。

【小林】 費用以外のことについても言及していただいてありがとうございます。それでは新谷さん、お願いします。

【新谷】 先ほども申し上げましたが、労働審判制度を創設する際、労働側も深く関与いたしまして、そのときに我々、労働側委員が発言したのは、このシステムをつくる際の原則として、1つは迅速・公正・簡易・廉価ということを主張し、今日の労働審判制度ができてきたわけであります。

費用が安いというところでいくと、労働審判の申し立ての手数料は確かに安いのですが、やはり代理人を付ける場合は弁護士費用がかかります。この代理人の効果をどう見るかということなのですが、10スライドにありますように、労働審判において、約7割の事件で両当事者に代理人がついており、実はこの代理人がつく・つかないで解決率が異なります。労働審判は本人だけでも申し立てはできるわけですが、両当事者が代理人を選任せず本人だけであった場合、実は調停の成立率が5割いかない状況にあります。一方、代理人を選任した場合の解決率は7割を超えてくることからして、代理人がつくということが事件の解決に大きく貢献しているということは事実だと思っております。

この代理人を選任した場合の費用の問題をどう処理するか、つまり、費用面での司法アクセスの向上をどうするかという点が労働側としても課題となっています。先ほど諸外国の例の話もご説明いただいたわけですが、我々労働組合としては、困っている労働者が相談に来られるというケースに多く直面しています。相談に来られた労働者は、資力のない

方がほとんどですし、また解雇や雇い止めの事案ですと、目の前の生活資金を稼ぎながら事件にかかわるということになりますので、私ども、いわゆる組織化された労働者が、こういう未組織の方々に対してどういう手を差し伸べるかということも、重要な労働運動として考えております。

こうした状況に対応し、私どもはまだ数はそんなに多くないのですけれども、全国の地方連合会で、労働者に対する労使紛争訴訟の費用に関する貸付制度などを行っています。具体的には、北海道、東京、神奈川、福井、大阪、岡山、広島といった地方連合会になりますが、例えば連合神奈川ですと、労働審判などの弁護士費用として20万円を目安に貸し付けをしております。労働事件に関する弁護士団体は、ご承知のとおり労働側の日本労働弁護団と、経営側の経営法曹会議という団体がありますが、日本労働弁護団のうちの神奈川労働弁護団では、どのような事件でも一定額で着手金を統一し、費用面からの司法アクセスを向上させるといった取り組みをされているようです。また、連合福井でも弁護士費用などを補助するための基金を設置し、労働者には基金から15万円を補助して、勝訴した場合に10万円を寄付いただくという仕組みを作っています。こういった仕組みや取り組みを全国に、私どもとしては広げていきたいと思っています。

もう一つ、労働審判には、代理人として弁護士以外の者を選任できるというシステムがあります。これは労働審判法の4条の中に、裁判所が弁護士でない者を代理人とすることを許可することができるものと定められており、許可代理というものです。ところが、この許可代理について、私どもも労働側として、ベテランの組合の役職員について申請をしたことありますが、今まで累計で1万8,000件ぐらいある労働審判の事件のうち、われわれの調査では労働組合役職員が代理人として許可されたのは、たった3件しかありません。労働審判制度が創設されて7年が経過し、審判員を経験した方々もたくさんおられるわけです。そういったベテランの方々について、ぜひ許可代理を認めていただきたいと思えます。これは私ども労働側だけではなくて、使用者側も同じように、そういった人的なストックが出ておりますので、これは弁護士の皆さんと競合するかもしれませんが、弁護士以外にも労働紛争に関する高い知見を有する者について、ぜひ許可代理を認めていただく方向で制度の運用を改めていただきたいと思っています。

最後にもう一点、制度の公正な手続ということで行きますと、労働審判は、審判官としての職業裁判官を中心に、労使の審判員が合同で労働審判をするわけです。そういった意味でいくと、裁判官である審判官と労使の代表である審判員が、同じ情報を持って判断す

るといことが大事だと思っています。そのときに、書証の扱いが、裁判所によってかなり違うということが実態としてあります。連合で全国調査した結果、労使の審判員の書証のファイルが、準備をされている所とされていない所があります。一部しか準備されていないと、審判員が書証を見るために裁判所に行っても、例えば審判官が見ていると書証を見ることが出来ない、あるいは使用者側審判員が見ていると労働側審判員が見られないということになります。書証ファイルについては、複数準備してほしいと思います。また、裁判所によっては、コピーを準備して事前に配付いただけるところもある一方で、配布されないところもあります。特に東京や大阪といった大都市の地裁が対応してくれていないという状況にあると聞いておりますが、この運用については、最高裁として書証を複数準備する方向で、全国統一を図っていただきたいと思っております。以上です。

【小林】 ありがとうございます。それでは、明石市長の泉さん、お願いいたします。

【泉】 まさに一番大事なテーマの、アクセスであります。私も少し資料を用意しております。資料の中に配付資料といたしまして明石市の資料がございますので、できますればお手元のほうにお願いしたいと思います。

ここの見出しに、「市民と司法の間を『自治体弁護士』がつなく試み」というタイトルをつけさせていただいております。まさにポイントは、遠いですね、民事司法が。市民・国民がここにいるとしますと、もう裁判所なんかこんなあたりにいます。この遠い司法と市民・国民をつなぐ必要があるわけですが、ほんとうであれば弁護士が、まさにこの間を行ったり来たりしながらつなぐのが望ましいように私は思いますが、私の率直な感想は、今の弁護士はもうほとんど裁判所のお隣におられて、市民・国民から見たら、裁判所も遠いし、弁護士も遠いというような状況ではなかろうかなと思わざるを得ません。

そういった中で、自治体として一体どういうことが可能だろうかという思いで、明石市で昨年の4月あたりから始めた試みを少しご説明したいと思います。大きな問題意識は、遠い遠い弁護士をもっと近くに、まさに見える弁護士にできないかと。弁護士の見える化ですね。そして2つ目は、ちゃんとした弁護士ですよ。ぼったくり弁護士ではありませんよ。そんな、ほったらかす弁護士と違いますよ。ちゃんと仕事をする弁護士ですよということを市民にお示しする必要があるだろうと。そしてもう一つは費用であります。この3つの観点で少し整理をしながら、試みを続けているところであります。

ペーパー、少し小さな字となりますけれども、今お伝えした3つが、「法律相談の新たな展開」と書いておりますが、市役所のある意味、特性がございます。市役所は市民にと

って是非常に身近です。住民票をもらったり、保険のいろいろな申請をしたり。そういう意味におきまして、市役所はそもそも身近でありまして、そこに弁護士がおりますと、非常に身近により感じられると思われまして、2枚ページをめくりましたところ、写真のある資料がありますが、これは明石市が市民全員に配付している市の広報誌であります。市の広報誌に何度も特集を組みまして、この号では、5人の弁護士を採用しましたが、5人のちゃんと顔写真も載せて、ある程度の経歴も載せて、こういった方々が、弁護士が、皆さんのところに行きますよという広報をいたしました。

当然、費用、自己負担はありません。ただ、市民からよく聞かれますが、ただでいいんですかと聞かれると、私はこう答えます。「ただではありません。市民皆さんの税金で雇っている弁護士だから、まさに市民が雇っている弁護士なんだからお使いください」そのように答えております。何かトラブルったときに、そのときに1対1対応で払うのではなくて、あらかじめ市民みんなの税金で弁護士を位置づけ、困ったときに、そのときに払わずに相談をするというイメージでは、先ほどお話しした保険的な発想に近いのかなと感じたりもしております。

かつ、大事なのは、単に待っとくではなくて、出かけていくことを始めようと。より近くに行こうということで、具体的には市役所の本庁舎の1カ所ではなくて、明石市でも人口は30万人くらいおりますので、そこそこ散らばっております。なのでもう、10カ所で相談場所を設けて、巡回で回って法律相談を受けるというサービスのスタートを切っております。あと、電話がかかってくれば、弁護士が家や病院の枕元に出かけていくということも始めております。それが法律相談かどうかははっきりしなくても、困っているというのであれば、市役所に来にくいのであれば、枕元まで行こうじゃないかという試みであります。

そして、より専門性を高めたいと思っております。ただ、何分、弁護士だから全てに詳しいわけではありません。ではせめて、たった1人ではなくて複数の弁護士で対応しようということで、複数の弁護士が相談するというのも始めております。さらに弁護士も、法律にはある程度詳しいですが、市民の相談は狭い法律だけではありません。交通事故の相談でも、交通事故の後、障害をお持ちになったときの福祉サービスにつなげる必要もあります。離婚の後の、母子家庭になった後の生活福祉の問題もあります。そういった意味におきまして、弁護士だけではなくて、社会福祉や心のケアも含めてしっかり対応していきたい。そういう意味で、明石市ではこの4月から、弁護士5人に加えて、臨床心理士を

3名、社会福祉士4名を常勤の正規職員として採用し、それをセットにしてチームを組んで相談をしていくというような試みを始めていこうと思います。

非常に受けがよろしゅうございます。これは市民だけではなくて、職員からも非常に、弁護士の位置づけは評価を得ております。何が評価を得るか。やはり弁護士が遠かったと。先ほどちょっと辛口で言いましたけれど、遠いからこそ、ほんとうは弁護士が頑張っているのに見えていないわけです。でも、近くに弁護士がいて、お昼ご飯を、弁護士の職員と一緒に他の職員と食べております。机も並べています、職員と。そうすると、普通に会話をしたら、弁護士というのは化け物ではなくて普通だなと感じます。そして、ちょっとした法律相談でなくても、気軽に日常会話の中で相談ができます。そういったことを通して、職員自身も弁護士を身近に感じる。そうするといいように回ります。市のトラブルも早く弁護士に相談する。訴訟提起もより迅速にできると。こういったことが始まっています。

よく誤解がありまして、そんな、市が弁護士を雇ったら弁護士業界上がったんじゃないかという誤解があります。全く違います。弁護士の職員は相談どまりでありまして、一方当事者の直受はできません。費用発生もできません。ですから、より迅速に地域の弁護士にしっかりおつながりをして、その弁護士が通常業務として弁護士をしていただければ、まさに市民にとっても、適正な弁護士をより迅速に得られるということにもつながろうと思っております。そういった意味におきまして、今、始めたばかりの試みでありますけれど、まさに司法というものを市民に身近にする試みだという認識でやっているところです。ぜひ弁護士会におかれまして、弁護士自身がパイプ役になっていただきたいと思いますが、すぐにならないのであれば、今日、お越しの各種団体の皆さん方とご相談しながら、まさにその間に立つ、つなぐ試みをしていただければなと強く念じている次第でございます。

【小林】 市長、会場から質問があります。あわせてお伺いしたいと思うのですが、明石市の法律相談、利用できる回数というのは何回かということと、それから市の相談で担当した弁護士は任期付の弁護士だけでやっているのか。それ以外の明石市在住の他の弁護士さんも相談を担当されているのか。それから受任ができるのかどうかについて会場から質問がありますので、コメントをお願いします。

【泉】 3点ございます。まず1点は、原則としては1回でありますけれど、しかしながら、例えば交通事故で、早い段階での最初の見通しの話と、実際、金額提示があった後、あると思いますので、原則は1回ですが、事情に応じて複数の相談にも応じております。それから、弁護士相談はうちの任期付5人だけではなくて、いわゆる地域の弁護士さんに

も市民相談をしていただいています。理由は、市民は行政を訴える場面もございますので、利益相反になってはいけませんので、市の職員の弁護士を選ぶか、市の弁護士でない弁護士を選ぶかは市民が選ぶという体制をとっております。あと、直受につきましては、これは悩ましいのですが、費用が発生する意味における直受はありません。ただ、思いとしては、ある程度のことまでならという思いがありますので、例えば消費者被害のときの内容証明を、任期付の公務員弁護士が書くことは十分可能だという思いもございます。被害者参加のときに一緒についていくことは許されるかなという思いもあったりもします。また、例えば養育費の取り決めがあったときに、その養育費の不払いのときに、債務名義があったとき、手続をどこまでしていいのかという問題もあろうかと思えます。ただ、現時点においては、基本的には原則、相談どまりでありまして、相談の後、実際の受任、事件のお仕事は、地域の弁護士、法テラスなどにおつなぎするという整理をしているところです。

【小林】 ありがとうございます。それでは山本さんのほうから、費用の問題等々につきまして、コメントをお願いできればと思います。

【山本】 今の泉市長のお話、大変感銘を受けました。そういう地方自治体が少しでも多く出てくれば、日本の全体の司法のあり方というものも変わってくるのではないかと思います。法テラスなどでも、熱心な弁護士さんがおられるところでは、そういうような、アウトリーチといいますか、そういう活動をかなり積極的にやっておられることも伺いますし、そうやって弁護士の側から市民のほうにおりてくるといいますか、そういうような活動が進んでいけばよいなと思います。

費用の点について若干のコメントですが、この問題は言うまでもなく、多くの人々、利用者にしても、もちろん弁護士さんにしても、我々研究者にしてもそうだと思いますが、それは安ければ安いほうがいいと思うのですが、何というか、相手は財務省というか、それが代表する、広く言えば納税者に対して、どのような説得ができるかという問題なのだろうと思います。提訴手数料の問題も、中本先生が言われるように、そもそも訴額に応じて遡増していくという仕組み自体がどの程度合理的かということ自体、かなり疑わしい点があります。1,000万円の訴額と1億円の訴額で、ほんとうに裁判所の負担が何倍も変わるのかというと、経験的に必ずしもそうではない気もするわけです。

ただ、全体の費用を安くすれば、当然のことながら、天からお金が降ってくるわけではありませんから、それは結局税金で、一般の納税者の払う税金で負担されるということになるわけです。どうだとすれば、提訴手数料をそういう形で安くした場合に、その分は、

では消費税を上げますと。消費税は多分、0.0何%分くらいなんだろうと思うのですが、それで負担しますということを国民に説得できるかどうかという問題かなと思っています。それでそういう国民的合意が形成できるかということです。

今までは、提訴手数料を下げることによる一番の受益者は、おそらく消費者金融、消費者信用会社だったのではないかと思います。それを一般の消費税で賄うのかといったときに、国民の理解を得られるのかという問題は、私は実際にあったのではないかと考えているのです。結局、これは、訴訟制度のヘビーユーザーに対して、訴訟利用しない納税者からの所得移転の問題だということです。ただ、その状況は過払金問題以来、変わってきている可能性はある。それでも、やはり法人が自然人よりも利益を受けること間違いないかなと。私はこの問題はそういう問題かなと思っています。

それから法律扶助の問題も、やはり中本先生がまさに言われたとおり、現在の償還制度から、いわゆる給付金制度、あるいは一定の資力に応じた負担金の制度にしていくということは、国際的潮流でもありますし、現状は結局、無利息の貸付制度にすぎないわけですから、これではやはりほんとうの意味で、資力の乏しい人に対する司法アクセスを保障するという観点から不十分であることは明らかだろうと思います。

ただ、制度を給付金の制度に変えていく前提として、ここは私は弁護士会とご意見が違うところなのですが、私自身はその前提として、訴訟費用を敗訴者が負担するという制度が必要となってくるのではないかと考えているところです。最終的に、扶助を受けた人が勝訴した場合に、その人の弁護士費用を納税者が負担するのか、敗訴者が負担するのかという問題になってくるのではないかと考えていまして、そこで果たして一般国民は、負けた人がいるにもかかわらず、納税者が負担するのでもいいよとってくれるだろうかということが、私は問題としてあるのではないかと考えています。そういう意味では、コストの問題というのは結局は、納税者、それを財務省が代表しているかどうかは分かりませんが、それをどういう論理で説得していくことができるかということは、ぜひ懇談会でも、説得できる材料というものを多く出していきたいなと考えているところです。

【小林】 富山さんにちょっとお聞きしたいのですが、先ほど私から新谷さんにはお聞きしたのですが、労働審判の使用者側、審判員の確保、供給体制については、何かコメントいただけますでしょうか。質問が会場から出ております。

【富山】 多分ここは量の議論と質の議論とがあると思っています。大体、今の担い手の平均的な年代が60代なんです。ですから、頭数的な意味合いで言えば、そういうこと

を担ってくれるかなというのは、ある意味では余剰感のある年代なので、頭数は多分、十分いるのだとは思いますが、むしろ先ほど来、経験とか能力の面というのが、多分、使用者側からするとちょっと心もとない感じを持つ場合が少なくないのではないかなと思うので、そういった意味合いで言うと、むしろ能力的な部分をどういうふうに補っていくかというのは、多分、消費者から人を出すというときの課題になるような気がしますので、ある種、これは非常に高度な、かなりの数をやっていかなきゃいけないテーマですので、そこは、そこをどう乗り越えるのかというようなこと、使用者側のテーマになるのかもしれないと思います。

【小林】 使用者側としてもぜひ取り組んでいただくというのが大事なかなと思います。

【富山】 一般論で申し上げますと、従来、これは会社の中でもそうなのですが、法務系の仕事って一部の特殊な人がやっているお仕事だったわけです。何にせよ。これは労働紛争であれ、あるいはほかの企業との紛争であれ、消費者との関係のいろいろな事件であれ、一部の特殊な人が集まって対応している事案だった。さっき、中本先生の話で、グローバル化になっちゃうと、あらゆるビジネスプラクティスの中が、実は潜在的なリーガルな紛争のリスクを内包しているわけでありまして。そういう意味合いで言うと、要するに事業者の中で仕事をしているほとんどの人間は、何らかのリーガルマインドを持って仕事をしていないと、それこそグローバルな社会では戦っていけない時代になっています。これは実はもっと根本的に、日本企業における人材の育成のメルクマールというのでしょうか、必要条件として。しかし実態は年に1回コンプライアンス研修を受けて、それで、あと残りの364日は法律に全然関係ないという場合が多いんです、まだ今でも。ただ、それでは許されない時代になっていますので。

これは別に本件に限らず、例えば少なくとも会社の中で、例えば経営者になっていれば、執行役であるとか、それなりの責任を持っている人たちの、やっぱり最低限、持ってなきゃいけない法律知識って、私はもっとやっぱり底上げすべきだと思っていて。いろいろな資格試験がありますね。法律だといろいろな、法律の何とか試験とかあるので。ああいったものはもうちょっと一般に広げて、少なくとも会社でいわゆる役員、執行役とか監査役とか呼ばれている人は、少なくとも最低限、民法の基本的ベースぐらい、あるいは労働関係の基本的な法律のルールというのは知っているようになっていて……。私はそうなるべきだと思う。私は自分の会社には、弁護士ではなくてもそれを義務づけているんですけども。必ず、試験の名前は忘れましたが、一定の試験に受かることを義務づけていま

す。むしろ、そういう、やっぱりベースを広げていくということも、私はこのテーマに関しては大事なような気がします。

【小林】 ありがとうございます。突然で、お隣の新谷さんにお伺いしたいのですが、先ほどのメモ等で、費用面からの司法アクセス向上ということで、連合神奈川、福井等では一定の援助をされているということなのですけれども、例えば労働審判、それに異議がでると訴訟になりますが、こういったことについての法律扶助の推薦というか、利用していただきたいというような働きかけ等は、連合としてはどういう対応をされておられるのでしょうか。

【新谷】 冒頭に申し上げたように、いろいろな労働紛争解決システムが整備されてきていますので、司法制度を使うのか、行政のシステムを使うのか、それとも労働委員会の制度を使うのかという解決の選択肢があります。もちろん、私どもは労働組合でありますから、集团的労使関係として団体交渉を会社に申し込んで解決を図るというチャンネルがある。それを、どのシステムを選ぶかというのは非常に重要なことだと思います。そのときに、やっぱりお金のかかるシステムということになると、先ほどご紹介したような、我々労働組合の持っている資産、資源を使って援助をするということと、今、国がやっておられる法テラス、システムをご紹介するということがありますけれども、そっこのほうに行くよりは、私どもの団体交渉のシステムを使って、お金のかからない中で解決を図っていくということも重要なことだと考えております。さまざまなシステムの中で、費用と、解決の仕組みと、事案ごとに適切な選択をすることが大事だと思っております。

【小林】 それでは、いろいろ議論したいことはございますけれども、時間の関係もございまして、次に進みたいと思います。そろそろ終わりに近くなりましたのですけれども、各パネラーの皆様方から、今後、民事司法、テーマはたくさんございますけれども、重点的に取り組んでいくべきことを中心に、また今までの中で、しゃべり足りなかったこともございましたら、あわせてコメントをいただければと思います。それでは消費者の山根さんのほうからお願いいたします。

【山根】 裁判員制度が始まって3年ということですが、おおむね順調に実施されてきているということで、その目的の一つでもある、司法を国民の身近にという。確かに刑事司法の分野は身近になってきているという感じがあると思います。民事のほうはまだまだ、さあ、これから頑張らなくてはというところなのかと思っています。先ほどの明石市の取り組みなどは、とてもほんとう、すばらしいと感じました。ぜひ、そうした取り組みが全

国に広がればいいなと思いました。

主婦連にも消費者相談窓口があって、また事務所のある主婦会館というところでは、女性弁護士による有料または無料の法律相談なども行っているのですけれども、本来、もっともっと相談があっていいと思っています。何か被害に遭っても、消費者センターとか相談窓口相談する人はほんとうに少ないという調査が出ています。それは、実に多くの消費者被害が隠れている、実際は起きているということでもあるし、司法がまだまだ身近でなく、問題が解決していないということだと思います。さまざまな紛争処理とか被害救済方法もそれぞれ充実してほしいですし、被害者に寄り添って、心やさしくて、でも力がある、また専門性のある弁護士に、アクセスが容易であって救済されるような、そうした民事制度が実現したらほんとうにありがたいなと思います。

民事司法を利用しやすくする懇談会というのが発足しまして、消費者部会のほうに入れていただいているのですけれども、そこでも、集合訴訟制度とか、違法収益の剥奪制度の実現であるとか、証拠収集の手続、民事執行手続の充実等々を検討して提言をまとめることになってございます。メンバーに入ったのですが、素人の私には大変難しく、なかなか頭がついていかないところも多いのですが、よりよい成果が出ることにとても期待をしています。

東日本大震災と原発事故が起きて、苦しんでいる人もたくさんいるわけですので、そういったところに適切な救済が行われるよう、暮らしが再建できるよう、そこでも司法が力を発揮してほしいですし、高齢者など、そういった弱い立場の人の被害を、自己責任だというようなことで追い詰めるようなことが決してないように、そういう救済に民事司法が力を出してほしい。で、弁護士、それから消費者庁、消費者委員会も国民生活センターも、自治体も市民も、みんなで意識とか関心、意欲を高めて、これから進めていければいいなと思っています。今日はどうもありがとうございました。

【小林】 どうもありがとうございました。それでは新谷さん、お願いいたします。

【新谷】 今日はシンポに参加させていただいて、いろいろ勉強させていただきました。我が国は人口が1億2,800万人、うち職業を持っている就業者は6,200万人であり、そのうち5,500万人が雇用労働者をしています。就業者の9割は雇用関係で働いているということになります。もちろん、市民であり消費者でありということは同じなのですが、雇用関係であるという方がそれだけいるということは、やっぱり雇用の安定と、その質の向上が、我が国の経済社会の発展・安定につながるのではないかなと思います。

そういった意味では、個別労働紛争が増加している状況に対応して、解決システムも整備されてきたのですけれども、こういった個別に整備されてきたシステムをどのように連携させるのかといったことが今後重要な課題となってくると思います。それぞれのシステムの成り立ちは全て違うわけであり、一番最初に整備された労働行政のシステムは2001年に整備されて、もう十数年が経過しました。また、労働審判については2006年から施行され、事件数が急増しています。こうしたそれぞれのシステムがそれぞれで動いておりますので、いま一度、横の連携をどうするのかを考えるべきです。事案によっては審判がふさわしい事案もございますし、もっと難しい事案だと通常の訴訟に行くということになりますし、もっと簡易なものと、行政の解決システムを使う。また、労働委員会のシステムを使う方が望ましい事件もあります。こういった事件の特性を踏まえた解決システムの振り分けの機能もどうするのかということは極めて重要です。法テラスのほうで労働相談を受け付けていただいても、事案の中身を見て、このシステムがいいとおっしゃっていただける、アドバイスをいただく方がどのくらい整備されているのかといったことも、非常に気になるところであります。ですから、立法的に横串をどう刺すのかということと、振り分けの機能をどこがどういうふう担っていくのかということについて、私どもも考えてまいりますけれども、皆さんも一緒にお考えいただくとありがたいなと思っております。

私の資料の最後でございます、先ほどの10分の10の一番下から2つ目のところなのですけれども、先ほど富山さんがおっしゃったこととも近いのですけれども、やはり労働紛争が起こる原因は一体どこにあるんだろう、こんなに増えてしまったのは何でだろうと考えたときに、労働者教育、労働法教育が学校、在学中にどれほどなされているのだろうと思います。例えば、賃金は毎月きちんと払うものだとか、時間外労働であれば残業代を加算して払うものだとか、年次有給休暇は労働者の権利として与えなければならないとか。そういった教育が学校段階でどこまで浸透しているのか。教育の場から社会に出てきたときに、労働者になる方が圧倒的に多いわけでありましてけれども、起業されて社長になる方もおられるでしょう。先ほどの議論の中で、使用者の方、特に中小企業の経営者の方には、労働に関する基本的なルールを理解していない事案があるとの指摘がありました。国民のインフラとして、労働教育、労働法教育をきちっと行っていくことが、本質的に個別労働紛争の解決、逡減にある程度つながるのではないかなと思います。

今、労働組合の組織率は18%を斬っておりますが、我々労働組合は、企業内で労働紛

争を解決できるための労働組合をつくって、企業内でこれをきちっと解決、処理できる。こうした一番身近な労使が処理できるシステムを、やっぱり私どもの努力としても増やしていけないといけなと思っております。今日は勉強させていただきました。ありがとうございました。

【小林】 新谷さん、どうもありがとうございました。それでは富山さん、お願いいたします。

【富山】 私も同じことでありまして、こういうパネルが一番いいことは、勉強ができることが一番いいことで、今の労働審判の話も大変勉強させていただきました。

何点か、今の話のまとめに近いのですが、申し上げておきたいと思います。1つは、ここにすごく今日の議論、全てかかっているのですが、法律という1つの社会的な大事なツールなのですが、これが実は非常に大きくいろいろな意味で経済活動の中で持っている意味は、やっぱりどんどん現代的に増しているということは間違いない。紛争が起きるというのも、いろいろな背景があるから紛争が増えているわけでありまして。そういった意味合いで言うと、実は法律の問題と経済の問題というのは、非常に深くお互いにかかっている問題なんです。そういう意味で言うと、民法であれ民事訴訟法であれ、今回の集団訴訟の件であれ、トータルな経済法制をどういうふうはこの国としてデザインしていくのかということのも、実はすごく大事な課題になってきていて。実はそのグランドデザインが日本は非常に弱いです。これは倒産法制も含めてなのですが。このグランドデザインを、やっぱり大きな意味で私はやるべき時期に来ているような気がしています。

その中で、1つの多分、個別の法制だけ切り出して例えば議論すると、これはどうしても経済界の立場と、私の立場と山根さんの立場が対立したりするわけですが、本来はこれは何をやろうとしているかということ、やはり経済成長と公正な分配というのをどう両立していくかという、トータルな国としての豊かになるための方法論を議論しているわけでありまして、そういった意味で、ある種、法と経済を一体化した、今度は山本さんの領域でお願いですが、むしろ学問領域として作り上げていってほしい。以前、そういうテーマで実はCOEと一緒にやっていたのですが、要は経済学者のトップと法学者である山本さんも含めて議論をするというプラットフォームを早稲田でやっていたのですが、この法と経済の領域が、日本は実は弱い領域であります。

これはやっぱり、アメリカが今、一番手かな。有名なのは、シカゴのコース定理のコースさんという、これはノーベル賞を取っていますし。あとはレモン理論のアカロフ。これ

は要は瑕疵担保責任というものを法で認めていることが、実はトータルに、要するに買い手も売り手も、実は全体としてすごくメリットがあるということを科学的に実証した人。これもノーベル賞を取っている人なんです。今年のノーベル賞は、実は3人ともマーケットデザインの先生が取っているんです。これはすなわち、どのような法の効力にすれば、全体としてみんながハッピー、要するにウイン・ウインになれるかということの研究している領域なのですが、ぜひぜひトータルな法と経済という学問領域を、今回のテーマも、実はそういう領域に議論を持っていければ、よりスコープが広がるので、そういったふうになっていくとすばらしいなと思っていることが1つ。

それから、ちょっと急に生々しくなりますが、司法試験制度の話はやっぱりどこかでもう一回やったほうがいいような気がちょっとしていて。ありていに言っちゃうと、今の仕組みって、いろいろな立場の人の妥協の産物みたいな制度になっちゃって。さっき、泉市長からもありましたけれども、やっぱりいい面、悪い面、ある意味で出てきちゃっていると思うんです。すごく下世話な話題で、私は昔の試験で受かっていますから、正直言って新しい試験、どうも簡単に受かるようになって、腹立たしいなと思って、内心どこかで思っているわけです。今日で言うと、普通にオーソドックスに受ける、法科大学院を出て、出ているとあれでしょう。予備試験との間の、何かある種の格差意識みたいなのが生まれちゃっているようなので。ああいうのというのは、制度としてあまり健全ではないので。

やっぱりどういう仕組みにしていくかというのはある程度、いろいろなロースクールの問題がわかってきたところで、ぜひぜひこの問題からも、司法研修制度も私はまだまだ現代的に考え直す余地はあると思っているので。ここはぜひぜひ、あまり避けずに。ちょっと制度改革疲れのところもあるかもしれませんが、せつかく裾野を広げていくというときに、肝心の弁護士をつくっていく、あるいは裁判官をつくっていく仕組みが脆弱ですと、やっぱり社会の期待に応えられないと思いますので。ゴールは、量と質がちゃんと両立するというのが1つのゴールだと思うので、それをどうしていくかということをやったり。個別の利害関係を超えて議論するべき時期に来ているような気がしています。

それから3つ目。これも生々しいですが。ぜひとも、裁判所を含めた司法領域の、これは法務省もそうだな、霞ヶ関内における地位をもっと向上しないと、さっきの財務省との戦いではありませんが、裁判官の数を増やすのもなかなか大変なわけでありまして。そのそこは何とか済みません、これもちょっと、私が第三者なのでぶっちゃけて言っちゃいま

すと、どうも霞ヶ関内の空気というのは、昔の高等文官試験の行政官試験と司法官試験の、あの時代の秩序と上下関係を引きずっているような印象さえややございます。こんなことではいかんわけでございます、今は三権分立、対等ですから。ですから、そういった意味合いにおいて、ぜひぜひ霞ヶ関内においてもっと、そういう意味で、ちゃんと主張すべきは主張するような役所に、裁判所も法務省もなっていってもらったらうれしい。

4つ目。これはもう言いました。インターネットの時代に司法サービスがどう対応していくかというのは、もっと攻めの姿勢で、アナウンス的なアウトリーチの議論も含めて、ぜひぜひいろいろやっていくべきではなかろうかと私は思います。

それからあと最後に、やっぱりグローバル化の問題であります。今、TPPの話が出てきていますが、TPP、やる・やらずに関係なく、今の世界の 이슈、国際交渉の経済的な 이슈というのは、まさに今の国会のIOCのレスリングの問題と同じで、制度の競争力の戦いに今なっています。非常に大事な国益を守るのに。例えばTPP交渉ということになると、アメリカからは何百人という腕っこきの交渉上手な国際弁護士が交渉団に入ってきます。多分こっちは、何かもっとその何十分の1かの役人でそれに太刀打ちをするという展開になって。その役人も、必ずしも英語のうまい人もうまくない人もいるという感じになるので。そうすると、皆さんもそれは何とかわかっているものだから、きっと交渉負けするに違いないと。実際、客観的にはその可能性が結構高いわけなのですけれども、そういうことが起きるのですが。

ただ、これはスキーの複合競技ジャンプなんかもそうですけれど、欧米の先進国の戦い方というのは結構スマートなやり方をするので、もろに要はパイの取り合いではなくて、ルールを、ジャンプの点数と距離の点数を変えることで、自分たちが金メダルを取るようになってくるというのが彼らのスタイルなんです。これはもう伝統的な欧米流なわけでありまして。そうすると、今度はこれは企業の側でも同じ問題があるのですけれども、要はそういったルールを決めていく。どうしても、金融とか貿易というのは国際ルールで動いているところがありますので、あとそれが今度はサービスとかになっちゃうと、それよりも国がそれぞれのルールをお互いどうするかという。今も何とか条項が問題になっていますよね、例えばアクセスの問題なんかで。そこでやっぱり、敵はというか、あの人たちはなかなか要は試合上手なので。ですので、まずルールを決める戦いが始まる。

で、今度、ルールを決める戦いは結構、ルールなき戦いなんですよね、早い話。ここでやっぱり勝たないと、結局、国益を守れないということがどうしても起きてまいります。

ですので、そういった意味で、これはやっぱり、本来一番訓練されているのは法曹界の間でありますので、そういった競争力を、これは企業側も同じなのですけれども、むしろ国益を守るという観点においては、そういった意味合いにおいては、むしろ法曹界がもっと前に出て行って、国際的なルールを決める戦いにおいて、もっと日本が頑張るべきだと思います。

だって、日本はけなげなんです。要は、ああやってルールを変えられて、ジャンプの点数が低くなっても、また今メダルを取っているでしょう。だから今度は一生懸命、距離の訓練をしてメダルを取るわけです。で、今度、距離が強くなったら、またきっとジャンプの点が増えるんです。ですが、けなげにやるのはちょっと、そろそろ私は限界だと思うので、ここはぜひぜひしたたかに。日本のように人件費の高い先進国というのはそういう戦いをする以外にないので、ここはぜひぜひ力を合わせて。企業側もやっぱりそこを、けなげにやってきただけというところがややあるので。もっとしたたかに頑張る必要があるのかなと思いました。以上でございます。

【小林】 今、富山さんから、民事司法をちょっと凌駕するような大きな課題についてご議論いただきました。法曹養成の問題であるとか、ISD条項の問題とか、予備試験のことなど、非常に関心の高い課題であります。ぜひ、民事司法のありよう、これが国際基準であり、日本にとっても利用しやすいシステムについて、富山さんにはいろいろなご意見を今後もいただきたいなと思っています。

それでは明石市長の泉さんのほうからお願いいたします。

【泉】 私、2年前に市長になりました、繰り返しになりますけれど、ある日突然交通事故に遭ったりしたときに、やっぱり泣き寝入りはよくないなとすごく思うわけあります。例えば先ほど富山さんからありましたが、プロフェッション。医者と弁護士はよく比べて言われますけれど、例えばけがをしたら病院に行くわけあります。病気になったら夜中でも救急に行くわけあります。この点、例えばこちら辺は一生懸命、みんなの税金や保険でしっかり手当てをしております。

例えば1例を挙げますと、明石市の場合、私が市長になるまでであります、小学校に入るまでは自己負担なしで病院に行けておりましたが、明石市では小学生から有料自己負担ありでした。東京の23区内ではおそらく、中学生まで入通院とも自己負担なしの完全無料化だと思います。私からすれば、大都会に住んでいたら、病気になったときにお金の心配をせずに病院に連れていける。けがをしたときに病院に行けるのに、なぜ明石だから

といってお金のことを気にして、子供が泣いているのに我慢するのかと。おかしいじゃないかという思いもあり、今回予算で4億円つけて、東京23区と同じように、中学生まで完全無料化を図りました。そうすると、受けはいいです。つまり市民的には、医療費に対して市民の税金を使うことには了解を得られます。

ところが、弁護士5人雇ったらたたかれています。そんなの要らない無駄遣いだ。これ自体は非常に、私が現場にいておかしいと思うことであります。つまり、医者にかかることは無料化を、と言ってもただではありません。みんなの税金、保険料ですから、これを広く薄くしっかり事前にカバーして、もしものときに備えると。同じように弁護士も、もしものときに備えて、まさに保険制度なり、知恵を絞る必要がありますし、財務省といっても、財務省の金ではなくて国民の金です。地方自治体のお金も、ある意味みんなのお金でありますので、そこをどういうふうに発想の転換をするかという時を迎えているかなという印象であります。

そういった意味におきまして、今日のアクションプランはもうみんな賛成であります、もっとさらに大胆な発想をもってさまざまな提言をしていいのではないかと印象を強く持っております。ただ、そのためには、まず弁護士みずからが、人に厳しく自分に甘いのではやはり物は言えません。今、富山さんからもありましたが、率直に質の問題と費用の問題。この2つはやっぱり避けて通れないと思います。だからこそしんどい。でも、しんどいからこそ、そこにしっかり取り組む姿勢を見せてこそ、他人さんに物が言えるのかなと。

まず1つの質については、私の持論は、5年ごとに司法試験を受け直したらいいというのが持論ですが、誰も賛成を得られませんので、司法試験を一旦受けたら50年間何もなくてもというのは、さすがにどうだろうか。法律も変わります。時代状況も変わります。ある意味、弁護士会自身が、自浄作用を働かせて、やはり研修だけではなくて、更新制なのか何かわかりませんが、会の合意を得られる方向で、しっかり質を保証していく試みがそろそろ必要ではなかろうかなと思っております。

あと、費用につきましては、高い、安いということではなくて、やはり透明化だと思います。事前にある程度めどがつく。そして、終わった後の適正のチェックのシステムがありませんので。例えば、難しいわけではありますが、法テラスなどは事後的にお金の部分は透明化されるわけではありますが、今の弁護士の基本は、それぞれの弁護士の個々に全て委ねられております。これも市民から見るとやっぱり不安の要素もありますので、難しい

議論だと思いますけれども、費用の透明化、事後チェックシステムの確立。このあたりもそろそろ取り組む時期なのではないかなと強く思っております。

最後に、ペーパーのほうに書かせていただいておりますが、3つばかり提案がございます。1つは地方自治体との連携でありまして、少し明石市の取り組みをご紹介しましたが、非常にほかの市長さんにも受けがよくて、私もほかの市長の顔を見るたびに売り込んでおります。それはよろしいでっせと。非常に視察も多く、どんどん広がっていております。この試みをぜひ弁護士会としても応援いただきたい。さらには国への提言の際に、例えば福祉の分野では、地域包括支援センターでは、ある意味資格ある者、保健師なりが、国のお金といいますか手当をもとに、しっかり位置づけるのが当たり前であります。であれば、一定規模の地方自治体に、少なくとも弁護士が最低はちゃんといるということ、国がそのぐらい負担してもいい。でも、国も国民の税金ですから、これはまさに安心のシステムづくりという意味におきまして、市は800ほどありますので、800の市には全て弁護士を常勤でということぐらいは、提案いただいてもいいのかなと思っております。

2つ目は、他の専門職との連携をぜひお願いしたいと思います。狭い法律ではなくて、より幅広い。市民のほうは、自分の悩みが法律かどうかなんかわかりません。ただ、何か相談をしたいと思っている。そのときに、狭い法律ではなくて、他の心のケアの臨床心理士なり、福祉分野に詳しい社会福祉士らなどと連携が必要だと思います。さらに加えて弁護士自身も、そういった資格を積極的に取っていくというような試みも必要ではなかろうかと思えます。やはり、市民から見ると、この分野に詳しい弁護士をと皆さん思うわけがあります。司法試験に通ったから全ての分野に詳しい人がいるとはなかなか思えませんので、やはり得手不得手もあります。その部分の得手をさらに高めていき、その得手についてPRをしていく。市民にわかりやすくPRしていく試みもぜひお願いしたいと思います。

最後に、法テラスとの連携も書きましたが、私としては司法改革の原点でありまして、私自身も国会議員のときに、説明を受けたのをよく覚えております。司法が高嶺の花であってはいけないと。田舎にしようが、お金がなかろうが、誰にとっても手を伸ばす司法であるべきだと。これがまさに司法改革の理念でありまして、2004年当時であります。私はいたく感動し、司法を高嶺の花ではなくて、近くに咲くタンポポのような花にならないかなと思ったものであります。まさに10年近くたつ中で改めて原点に立ち返り、大胆な提案をぜひお願いしたいと思います。以上であります。

【小林】 ほんとうに、最後のところ、大変大事なお話でございます。ありがとうございます

いました。それでは弁護士のほうから、最後、中本さんのほうからコメントをお願いしたいと思います。会場から1つ質問が出ているようですので、それも含めてお願いいたします。

【中本】 会場からのご質問に、着手金がどのように決められるのかわからないということと、こういう費用をめぐってのトラブルに対して弁護士会はどのように対応をしているのかと、大きくこの2つの質問でありますけれども。事件が起こって、例えば裁判所を利用した調停だとか訴訟だとかを起さなきゃいけないというときに、これまでの弁護士の費用の受け取り方は、最初に着手金というものと、それから終わったときに、どのような成果があったかによって、それに比例して報酬をいただくことになっております。で、昔は日弁連の規定がありまして、それに準拠した、法律事務所はどこもそのような形で運営していたと思うのですが、独禁法上の問題があり、各法律事務所で自分の独自の報酬基準を設けるようにということで、大抵の事務所ではそういう基準を設けていると思います。ちなみに私の事務所では、旧日弁連の規定を基準にしながら、少しアレンジしたものを用意しております。

それではどうなるのかということですが、例えば500万円の訴訟を起こしたいときには大体どれぐらいのめどで弁護士費用を見ておいた方がいいのかということですが、大体、着手金が1で報酬が2。つまり、500万円が完全に、自分のところに、貸した金が返ってきたときに、大体着手金が最初に基準として1ぐらいで、報酬がその倍ぐらい。で、500万円のときであれば、大体、基準は、着手金というのが30万ちょっとぐらいで、報酬が60万少し。ということは、2つ合わせると100万ぐらいになりますので、500万に対して、弁護士費用というのは大体2割ぐらいかかっていると。ところが、これが1億円ぐらいの訴訟になってくると、それがだんだん費用が下がってきて、大体、着手金と報酬を合わせても1割ぐらいになります。ですから大体、普通のトラブルであれば、1割から2割ぐらいの弁護士費用がかかってくるというのが普通の基準ではなかるうかと思えます。

ただし、弁護士と顧問契約をしている企業になりますと、これよりもっと低い基準で訴訟をやっているケースもありますし、個別にいろいろな基準を設けておりますので、その点は、相談するときには必ず、どのぐらい費用がかかりますかということは聞いていただきたいと思います。

それから、こういう問題に対して弁護士会はどのような対応しているのかということ

すが、まず、業務委託契約を締結しなさい、つまり、費用問題で争いが起こらないように、着手金は幾ら、報酬は幾らと。あるいは時間制で報酬をもらうのであれば時間幾らというように。あるいは時間でもらうにしても、キャップとって、まず上限を定めるなら、これだけしかもらいませんというようなことを文書で契約しなさいということをご指導しますので、依頼者の方はそういう契約書をつくっていただいて、後でトラブルが起こらないようにしてもらうことが重要です。それでもなおかついろいろな問題が起こったときには、弁護士会に苦情窓口とって相談するところがありますので、そこに相談に行って、こういうことになっているということを相談していただきたいと思います。

それでは、私の発言ですが、最後に、今日、お手元の資料の中に、ポンチ絵でこういうもの、1枚物の「民事司法の改革」というものを用意していますが、これが大体、日弁連が今考えている立法課題と申しますが、対策課題、運用課題でございます。特に、この中で今日漏れているな、少し発言が足りないなと思うものを、2点だけ絞ってお話をしたいと思っております。

1つは行政事件です。やはり司法の役割というのは、行政に対する司法のチェック機能です。つまり、法の支配というのは、行政に対しても法の支配が行き渡らなきゃいけないわけで、この行政に対する司法のチェック機能はほんとうに十分果たしているのだろうか、という視点から見ますと、現在、日本では行政裁判というのは、年間、2011年の統計でいきますと、2,174件しか起こっていません。ドイツでは50万件位、1年間に行政に関する訴訟が起こっています。それと比較して、人口からいっても日本のほうが多いわけですから、この2,174件というのはあまりにも少ないのではないかと思います。

その理由は何なのかということですが、先ほど今井さんが報告されように、行政訴訟の申立をしても、おまえは訴える資格がないとって、2割近い人が却下される。仮に受け付けてもらっても、国民の勝訴率は1割強にすぎない。そうするとお役所のやることに対して不満を言ってもやっぱりだめだねということが行き渡ってしまうので、行政訴訟を諦めてしまうという傾向があります。もう少し行政訴訟を利用しやすいような形にするためには、行政事件訴訟法を変える必要があるのではないかと思います。現在のような厳格な訴訟要件をもう少し緩和するとか。行政裁量の範囲をきちんと法律で規程し、行政裁量を打破する行政訴訟にしなければいけないのではないだろうかと考えております。

それから最後に、家事事件についてお話をしたいと思っております。現在、家事事件は急増し

ています。これにはいろいろ理由があると思います。例えば1年間に25万組、離婚されています。あるいは、認知症の人は今、日本に200万人いると言われていています。その内、成年後見人がついているのは、14万人です。これを全部、家庭裁判所が管轄しています。こういう意味で、家庭裁判所の役割は非常に大きくなっているわけです。

ところが、これに対して、家庭裁判所の裁判官、書記官、事務官は増員されず、非常に数が少ない。裁判所施設も、待合室が少なくて手狭で混雑しているというような状況になっています。家裁においてはやはり、裁判官や書記官、事務官を増員し、施設も充実する必要がある。このような基盤整備を図らなければならないと考えています。

さらに、2013年1月1日から家事事件手続法が制定されましたが、これについて適正な運用が図られることは当然です。我々弁護士もこの新しい法律について勉強して、これについて適正な対応をしないといけないと思っております。

それから、家事事件に弁護士の選任率が非常に低い。これについては、弁護士費用保険制度を家事事件にも適用できるような保険を保険会社に開発してもらうように、我々も協力したいと思っております。

【小林】 ありがとうございます。会場から、菅原先生のほうに質問が来ておりますので、ちょっとご対応いただければと思うのですが。費用評価のところで、総額の高い割合が減少していると。その理由をどういうふうに分析したらいいのか教えてほしいということです。問題意識としては、弁護士数が増えている。あるいは弁護士費用の単価が下がったのではないかと。こういう1つの予測のもとに質問をされておられるということです。お願いします。

【菅原】 私のほうからご説明いたします。最初に、説明が正確ではなかったということをご指摘いただければならないのですが、5ポイント下がっていると申し上げましたが、これは実は2006年と11年で質問方法が若干変わっておりまして、2006年調査ではなかった「支払わない、あるいはわからない」という項目が、2011年の調査では追加される形で質問がなされています。ですから、5ポイントが「高い・高すぎる」の評価の減少とはとストレートに申し上げることができない面もあります。

ただ、実際に下がっているのではないかと強く思わせるところもあります。というのは、両方の調査で、質問が共通している項目があります。それは弁護士費用に関してのもので、これに関しては、弁護士のついた人もいるし、つかない人もいるものですから、いずれの調査においても「支払わない」という項目が入っています。これを比較いたしますと、6

ポイント、「高い」という回答が減っています。ですから今のお尋ねの趣旨からいえば、やはり下がっているのではないかとこのところは強く推測できますが、質問形式の違いもありますので、これからさらに精査しなくてはならないということになります。

私個人としては質問形式の違いによる可能性は低いと思っておりますが、完全に質問の違いによる誤差の可能性も否定できません。ただ、実際に評価が下がったとしても、これは当事者の主観的な評価なので、その解釈に関しては、まず2つの可能性があり得ます。一つは、競争によって、実際に金額が下がっているという可能性です。それからもう一つの可能性は予測との関係で、予測が立っている人間の場合は、この前の調査でも実際の費用を低く評価する傾向がありました。予想が立つことによって、実際の費用には差はないのですが、先ほど、泉市長でしたか、見通しが立てばという話がありましたが、その話に近い現象が起こっている可能性があります。ですから、そのあたりは、精査していきたいと思っておりますが、先ほどの弁護士費用のあたりからすると、実際に下がった可能性もあるのではないかとこの感じがしています。まだこの段階であまり明確なことを申し上げられず申し訳ございません。

【小林】 どうもありがとうございました。このシンポジウムに当たりまして、今日のご意見、あるいは今後の展開等も含めましての取りまとめを、山本さんのほうからお願いいたします。

【山本】 取りまとめということにはならないと思いますが、本日の感想だけ申し上げます。皆さんがおっしゃられたように私も、さまざまなお話があった中から、民事司法分野についていろいろのご意見を伺えたということは大変勉強になりました。山根さんからは消費者の状況について切々とご説明いただいて、司法が真に消費者にも利用される、裾野の広いものになっていかなければならないという思いを実感しました。また、富山先生からは、我々法学者や法曹実務家に欠けている経済的視点、法と経済というような分析を含めたグランドデザインの必要性というものをご指摘いただきました。懇談会ではぜひそのような視点を1つの中心に据えて議論を進めていただきたいと思います。泉市長からは地方自治体からの有意義な取組みについてご紹介いただきました。私は以前懇談会の座長をしておられる片山先生と司法アクセスに関する座談会でご一緒したことがありまして、片山先生から、司法の問題というのは、みんなは国の問題と思っているけれども、決して国だけの問題ではなくて、国民により身近な機関である地方公共団体が取り組んでいくべき問題なのだということを強調しておられたのを思い出しまし

た。まさにそういう取組みを実践して居られるということで、このような取組みがぜひ全国に広まっていけばよいなと感じたものです。

思うに、司法制度改革というものは、司法制度改革審議会の意見書にもありますように、本来国の形を変えていこうとする試みであったのだらうと思います。政治改革や行政改革、あるいは規制緩和と一体となった国全体のあり方、この国の形を変えていこうということであったのではないか。ただ、本来はやはり、国の形を変えようとするれば、国の資源の配分のあり方も変えなければいけなかったということなのだらうと思うのですが、そこがやはり必ずしもできていない。これは改革審、あるいはその後の推進本部もかなりご努力をされたとは思いますが、富山さんが言われた霞ヶ関内の力関係等もあったのだらうと思いますが、そこが必ずしも十分ではなかったという部分が、やはり様々な場面でひずみをもたらしているように思います。そういう意味で、基盤整備というのは非常に重要なテーマです。菅原さんのご報告にもありました、利用者が裁判官に期待するものとして、自分の話をよく聴いてほしいとか、紛争の背景的事実についてよく理解してほしいということですが、それはやはり裁判官の側でかなり余裕がなければなかなか難しいことなのでしょう。非常に忙しい裁判官、夜中まで、あるいは土日まで判決を起案する裁判官に期待することはやはりなかなか難しいです。富山さんのご指摘にあったように、裁判官というものに新たな役割、新たな法創造をしていくというようなことを期待しようとするれば、やはり必然的に、裁判官、裁判所に投下すべき資源をやはり増やしていかなければいけないことは明らかなのだらうと思います。

ただ、そのためには、国民の大きなコンセンサスを築き上げていく必要がある。これは費用のところでも申しあげましたけれども、広い層の国民のコンセンサス、法曹界だけではない、国民一般のコンセンサスをつくり上げていくということが、これから必要になっていくのだらうと思っています。国家財政というのは、司法制度改革の時代に比べても、さらに厳しい状況となっていることは明らかで、消費税増税ということが言われているわけですので、その中で司法に対する資源というものをより重視して行ってほしいということを書いていくというのは、かなり大変なことだらうと思っています。ただ、その中で、やはり民事司法に対する期待というのは、非常に大きなものがあると思っております。

本日のシンポジウムというのは、そのための1つの出発点だったのではないかと思います。そういう議論をしていくためには、今後もエビデンススペースというか、立法事実、その証拠をできるだけ広い層から集めて、財務省だけではありませんが、いろいろなところ

を説得して、国民的なコンセンサスをつくり上げていくということの、1つの最初の足がかりになるシンポジウムだったのではないかと思っています。私も微力な1人ではありますが、懇談会の今後の活動に期待したいと思っています。以上です。

【小林】 どうも、取りまとめをありがとうございました。あとはコーディネーターとしてはコメントなしで、このシンポジウムを終了したいと思っていますので、総合司会のほうに引き継ぎたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

【司会（市毛）】 それでは最後に、民事司法を利用しやすくする懇談会の議長代行を務めていらっしゃる、共同通信社の編集委員兼客員論説委員をなさっておられます土屋美明様より、閉会のご挨拶をいただきたいと存じます。土屋様、どうぞご登壇いただけますでしょうか。

【土屋】 共同通信の土屋と申します。本日、先ほどちょっと話に出ましたが、民事司法を利用しやすくする懇談会の議長をしていらっしゃる片山さんが所用でおいでになれないということで、私がかわりに締めくくりの挨拶をせよということになりました。私の今日の感想を一言で言えば、日弁連の催しはたくさんあるけれど、今日はぼったくりではなかったなということでございます。保険制度の利用も含め、すごく生活に役立つ話もありましたし。それほど、今の民事司法というのは、やはり市民の目から見ると、物足りないものがいっぱいある。そういう状況も、逆に言うと映しているような気もするわけです。

私は共同通信社という報道機関で、論説ですとか企画記事だとかを担当してきておりました。この10年ほど司法制度改革関係の記事を書いてきて、制度づくりの検討会にも参加させてもらいましたけれども、その中で取り残されてきた部分というのが、今日取り上げられた各テーマの中に非常に多く残されていると思います。行政訴訟もしかり、家事事件もしかり。そういうところは、司法制度改革の動きが一段落したところでもって、もう一度考え直すべき、そういう時期に来ているのではないかなと思います。

懇談会としましては、スケジュール的に、10月ごろに議論をまとめて報告書を出そうということで、今回、作業を進めていくことになりましたが、そのときには、日弁連サイドだけではなくて、法務省ですとか最高裁判所ですとか、司法に関係するいろいろなところを巻き込んで、日常に深く、さらに利用しやすく徹底するようにできる出口ですが、それをぜひつくってほしいかなと思っています。

今日の議論を参考にして、さらに問題を深めて、私自身も、考えていきたいと思っています。司法の基盤整備というところの議論に加わることもなったのですが、記者として地方で

仕事をしていきますと、司法に対する意識というか、そういうものの弱さみたいなものを感じます。今日の話振り返りますと、泉市長さんの任期つき公務員の採用なんて私ももう大賛成と、前から随分いろいろ言って参りました。やっとやってくださる、本格的にやってくれる方がいるというので、非常にうれしかった話です。

制度をいじるだけではなくて、これからはおそらくそういう市民意識の変化というのが必要になる時期だろうと思うのです。時間のかかる話だとは思いますが、この懇談会をベースにこれから、やってよかったなと評価されるような成果が上がるようにしていきたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。お忙しいところ、たくさん話をさせていただきまして、パネリストの皆さん、報告者の皆さん、それからおいでいただいた方々、深く御礼申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

【司会（市毛）】 土屋様、ありがとうございました。いま一度、最後にパネリストの皆様方に盛大な拍手をお願いしたいと思います。（拍手）

今日は長い時間お付き合いいただきましてありがとうございました。これにて閉会させていただきます。

了